

家計改善支援事業従事者研修資料

生活保護受給者向け
家計改善支援事業について

厚生労働省 社会・援護局 保護課 保護事業室

はじめに

I 生活保護制度の現状と基礎知識について

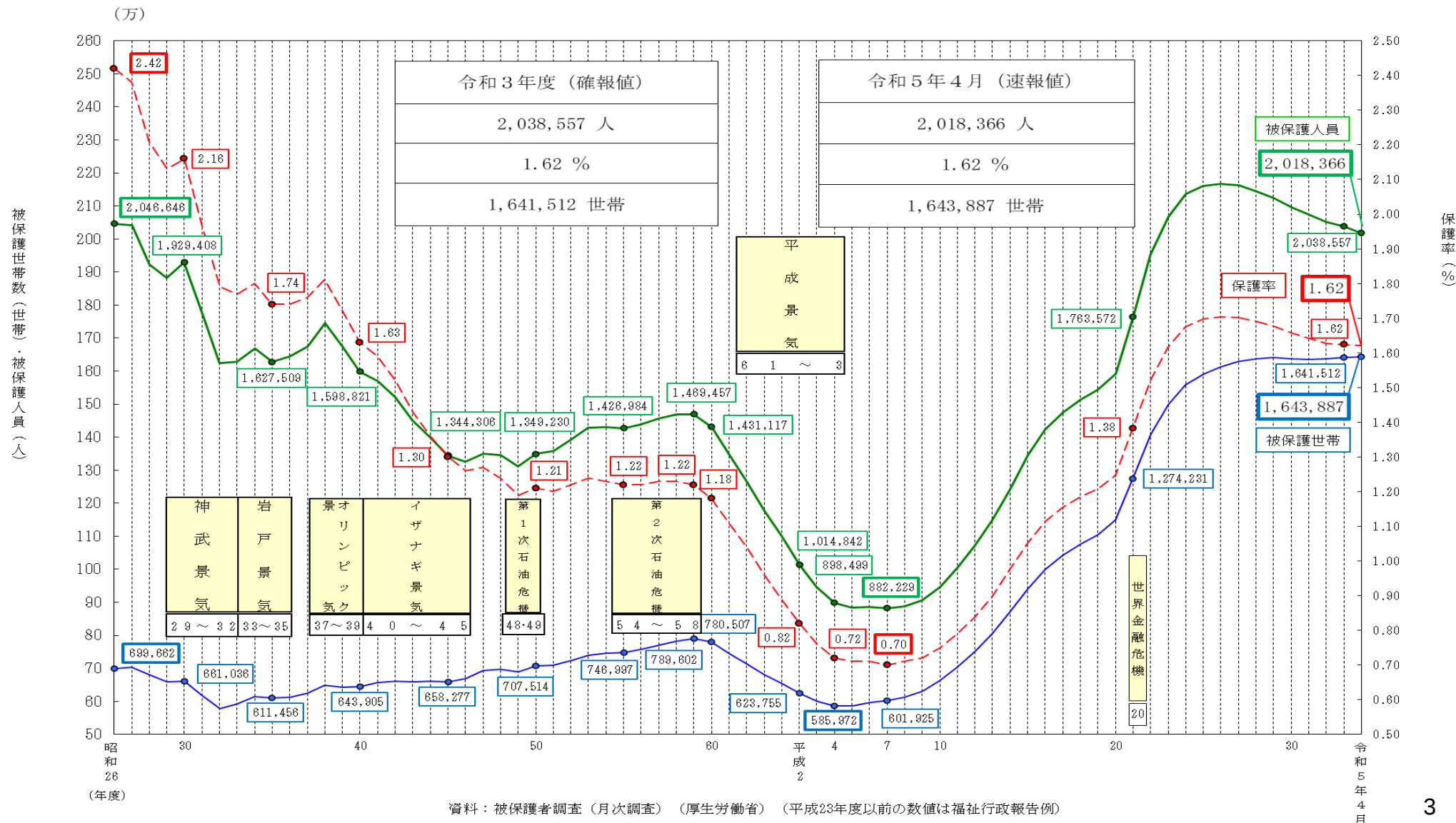
生活保護制度の現状

- 生活保護の動向（令和5年4月時点）
 - 生活保護受給者数は約202万人（生活保護受給世帯数：約164万世帯、保護率：1.62%）となっており、平成27年3月をピークに減少傾向。
 - 受給者数の対前年同月伸び率は▲0.3%、受給世帯数の対前年同月伸び率は0.4%。
 - 「母子世帯」は減少傾向が続いており、「その他の世帯」は令和2年6月以降、増加傾向に転じている（対前年同月比）。
- 生活保護受給世帯の過半数（約56%）は「高齢者世帯」。また、「高齢者世帯」の約9割は単身世帯。
- 生活保護費負担金は、令和3年度実績では3兆5,276億円（国（3/4）と地方（1/4）の負担を合わせた額）
そのうち、約半分は医療扶助が占めている。
- また、令和3年度の不正受給件数（稼働収入の無申告、各種年金の無申告など）は約2.8万件、金額にして約110億円（保護費総額の0.3%）という状況

被保護人員、保護率、被保護世帯数の年次推移

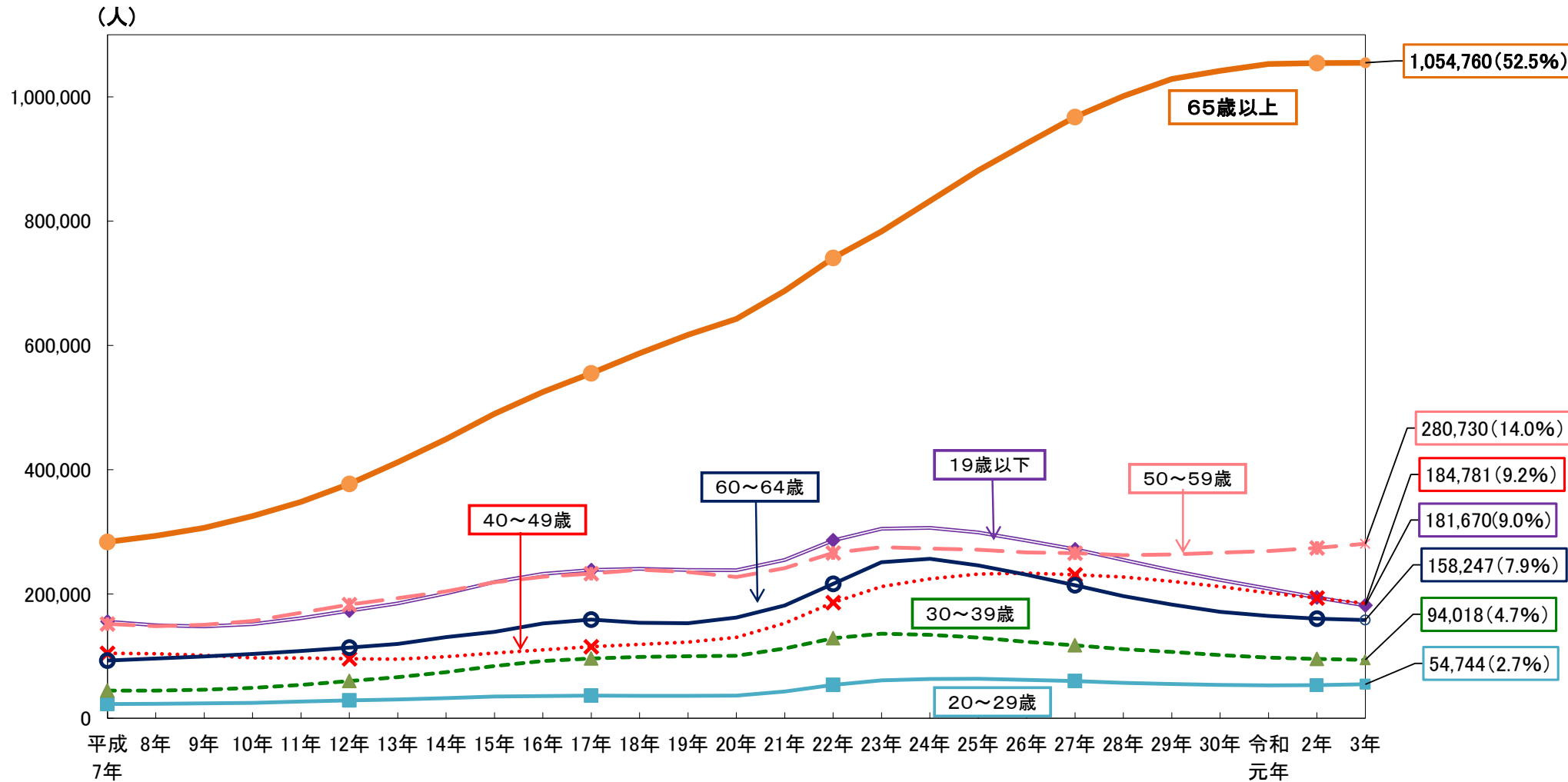
○生活保護受給者数は約202万人。平成27年3月をピークに減少に転じた。

○生活保護受給世帯数は約164万世帯。対前年同月比で「母子世帯」は減少傾向が続いており、「その他の世帯」は令和2年6月以降、増加傾向に転じている。



年齢階級別被保護人員の年次推移

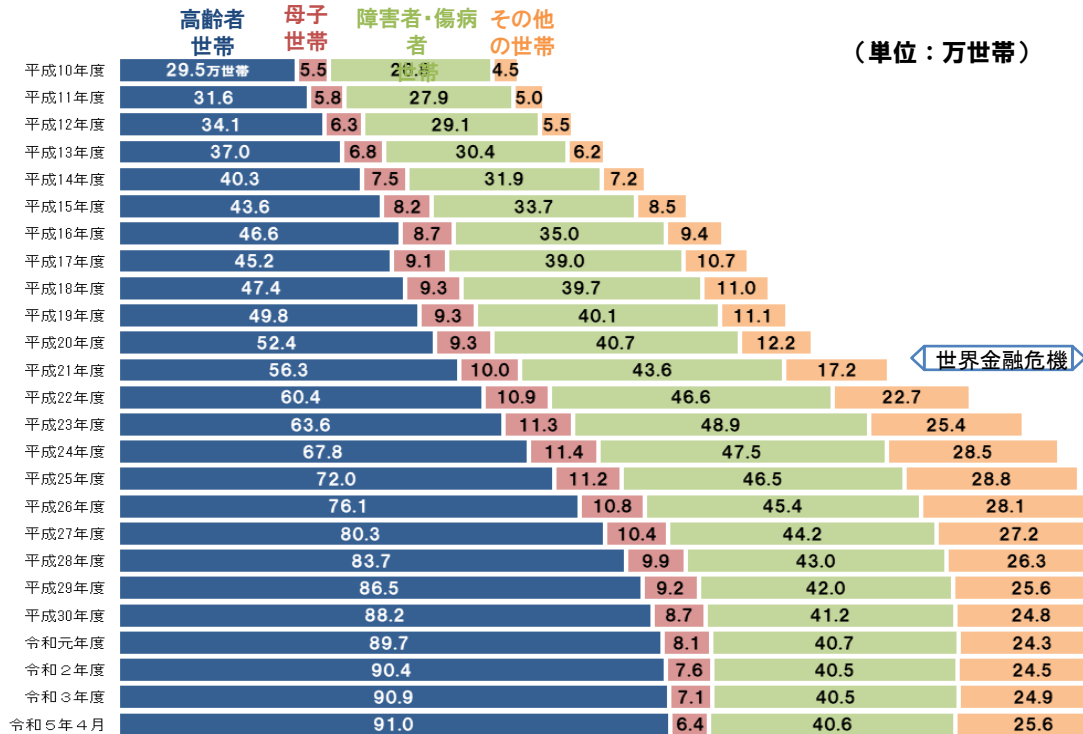
- 年齢階級別の被保護人員の推移をみると、65歳以上の者の増加が続いている。
- 被保護人員のうち、半数は65歳以上の者となっている。



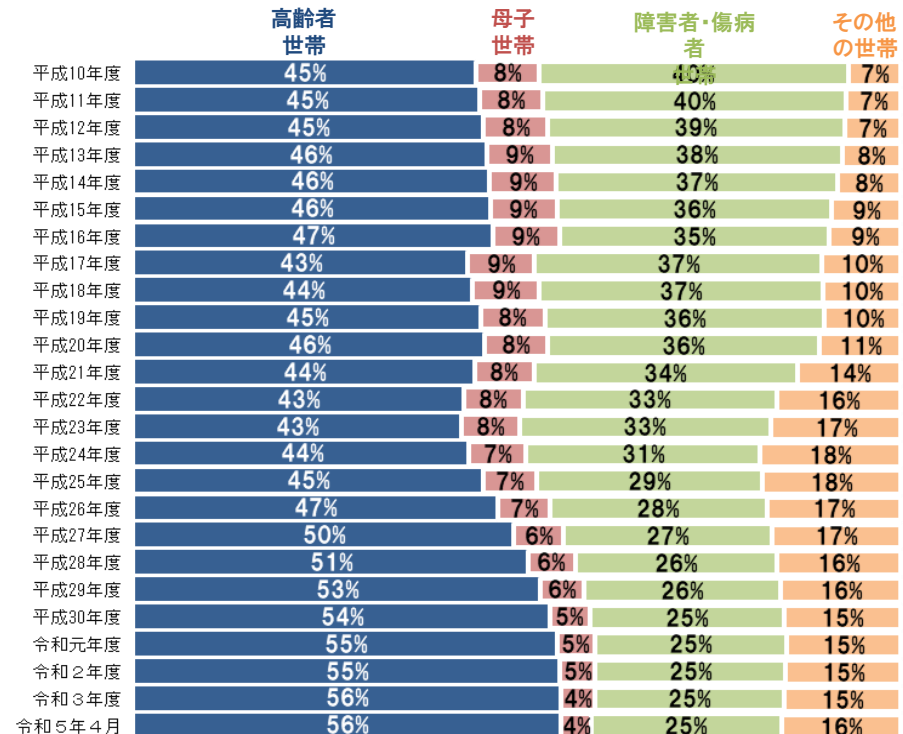
世帯類型別の保護世帯数と構成割合の推移

世界金融危機後、「その他の世帯」の割合が大きく上昇した。
「母子世帯」は減少傾向となっているが、「その他の世帯」は令和2年6月以降、増加傾向にある。

■ 世帯類型別の生活保護受給世帯数の推移



■ 世帯類型別の構成割合の推移



※ 高齢者世帯の92.6%が単身世帯（令和5年4月）。

注：世帯数は各年度の1か月平均であり、保護停止中の世帯は含まない。

資料：被保護者調査 月次調査（厚生労働省）（平成23年度以前は福祉行政報告例）（令和5年4月分は速報値）

世帯類型の定義

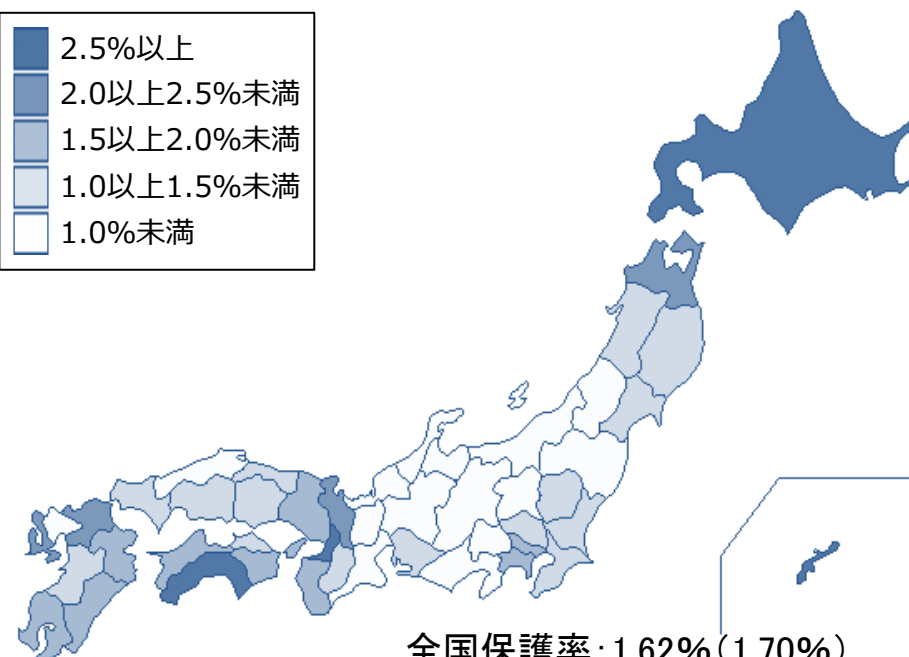
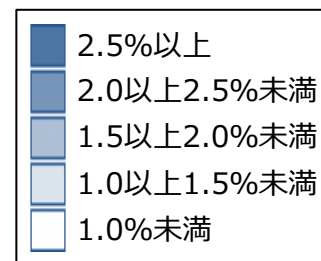
- 高齢者世帯：男女とも65歳以上（平成17年3月以前は、男65歳以上、女60歳以上）の者のみで構成されている世帯か、これらに18歳未満の者が加わった世帯
- 母子世帯：死別・離別・生死不明及び未婚等により現に配偶者がいない65歳未満（平成17年3月以前は、18歳以上60歳未満）の女子と18歳未満のその子（養子を含む。）のみで構成されている世帯
- 障害者世帯：世帯主が障害者加算を受けているか、障害・知的障害等の心身の障害のため働けない者である世帯
- 傷病者世帯：世帯主が入院（介護老人保健施設入所を含む。）しているか、在宅患者加算を受けている世帯、若しくは世帯主が傷病のため働けない者である世帯
- その他の世帯：上記以外の世帯

都道府県別保護率(令和5年4月時点)

1 大阪府	3.04% (3.42%)
2 北海道	2.94% (3.17%)
3 沖縄県	2.68% (2.40%)
4 高知県	2.54% (2.85%)
5 福岡県	2.33% (2.61%)
6 青森県	2.29% (2.28%)
7 京都府	2.09% (2.39%)
8 長崎県	2.02% (2.23%)
9 東京都	1.97% (2.20%)
10 鹿児島県	1.84% (1.95%)
11 兵庫県	1.82% (1.94%)
12 徳島県	1.76% (1.91%)
13 大分県	1.67% (1.74%)
14 神奈川県	1.65% (1.72%)
15 宮崎県	1.59% (1.59%)
16 和歌山県	1.59% (1.53%)
17 愛媛県	1.50% (1.59%)
18 千葉県	1.43% (1.29%)
19 広島県	1.42% (1.72%)
20 熊本県	1.39% (1.46%)
21 秋田県	1.38% (1.47%)
22 奈良県	1.37% (1.49%)
23 埼玉県	1.33% (1.31%)
24 宮城県	1.33% (1.18%)
25 岡山県	1.27% (1.36%)

26 鳥取県	1.19% (1.29%)
27 香川県	1.08% (1.17%)
28 岩手県	1.05% (1.11%)
29 栃木県	1.04% (1.07%)
30 山口県	1.02% (1.20%)
31 愛知県	1.02% (1.07%)
32 茨城県	1.01% (0.89%)
33 福島県	0.97% (0.87%)
34 新潟県	0.97% (0.89%)
35 佐賀県	0.91% (0.95%)
36 静岡県	0.91% (0.80%)
37 三重県	0.90% (0.97%)
38 山梨県	0.87% (0.76%)
39 島根県	0.82% (0.88%)
40 群馬県	0.79% (0.72%)
41 滋賀県	0.79% (0.81%)
42 山形県	0.74% (0.64%)
43 石川県	0.63% (0.65%)
44 岐阜県	0.59% (0.59%)
45 福井県	0.57% (0.50%)
46 長野県	0.54% (0.54%)
47 富山県	0.42% (0.33%)

※ 括弧内は10年前(平成25年度)の保護率



全国保護率:1.62%(1.70%)

(参考)

※ 指定都市・中核市分は各都道府県に含まれている

指定都市 上位5市

1 大阪市	4.75% (5.64%)
2 札幌市	3.61% (3.83%)
3 堺市	2.99% (3.09%)
4 神戸市	2.81% (3.18%)
5 京都市	2.78% (3.23%)

中核市 上位5市

1 函館市	4.50% (4.73%)
2 那覇市	4.22% (3.61%)
3 尼崎市	3.70% (4.02%)
4 旭川市	3.55% (3.93%)
5 東大阪市	3.37% (4.18%)

指定都市 下位5市

16 仙台市	1.72% (1.63%)
17 新潟市	1.51% (1.43%)
18 さいたま市	1.43% (1.60%)
19 静岡市	1.39% (1.23%)
20 浜松市	0.92% (0.94%)

中核市 下位5市

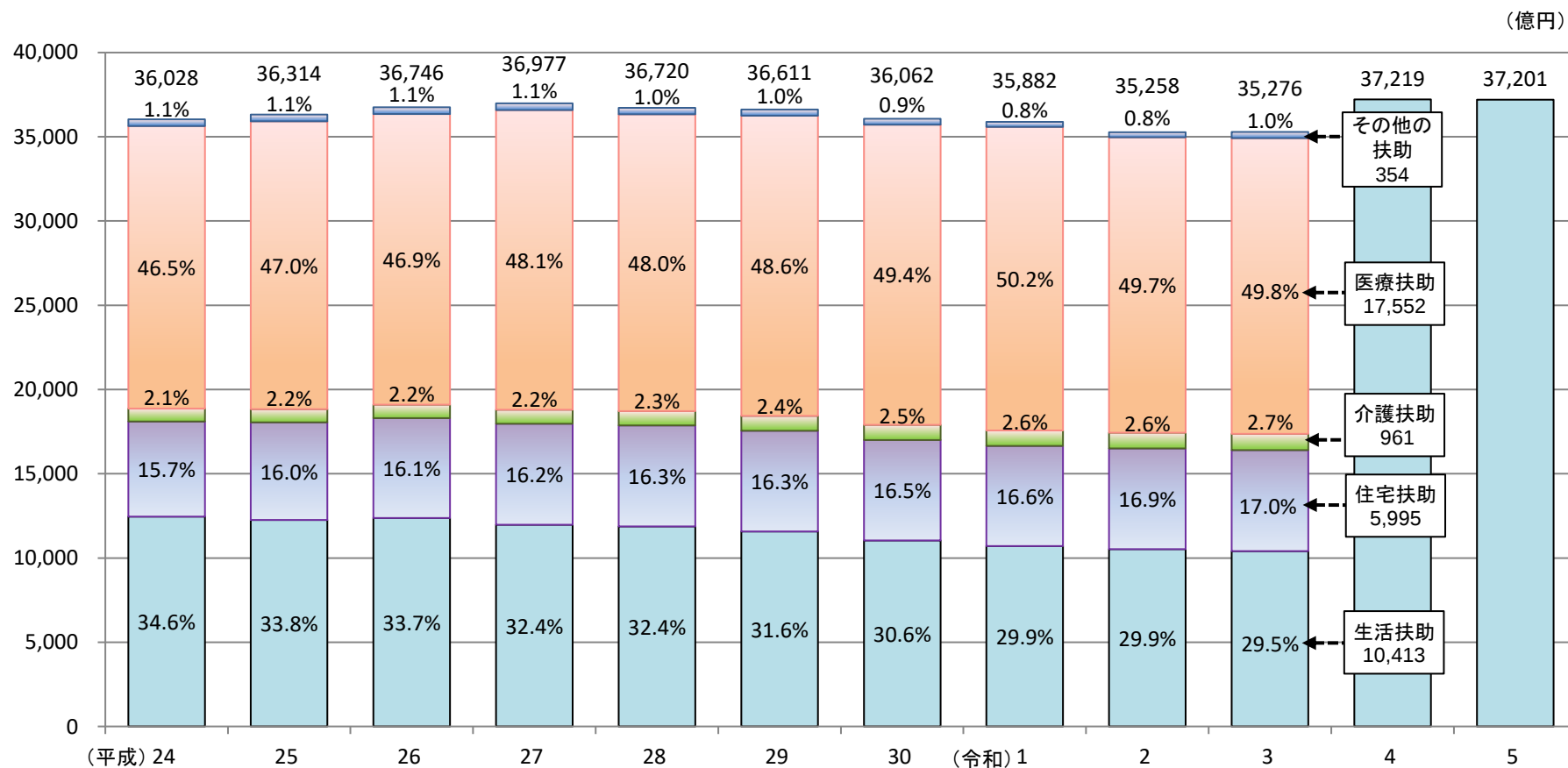
58 松本市	0.78% -
59 豊橋市	0.69% (0.65%)
60 富山市	0.64% (0.42%)
61 岡崎市	0.63% (0.57%)
62 豊田市	0.55% (0.58%)

資料：被保護者調査 月次調査(厚生労働省)をもとに作成

※ 令和5年4月分は速報値

生活保護費負担金（事業費ベース）実績額の推移

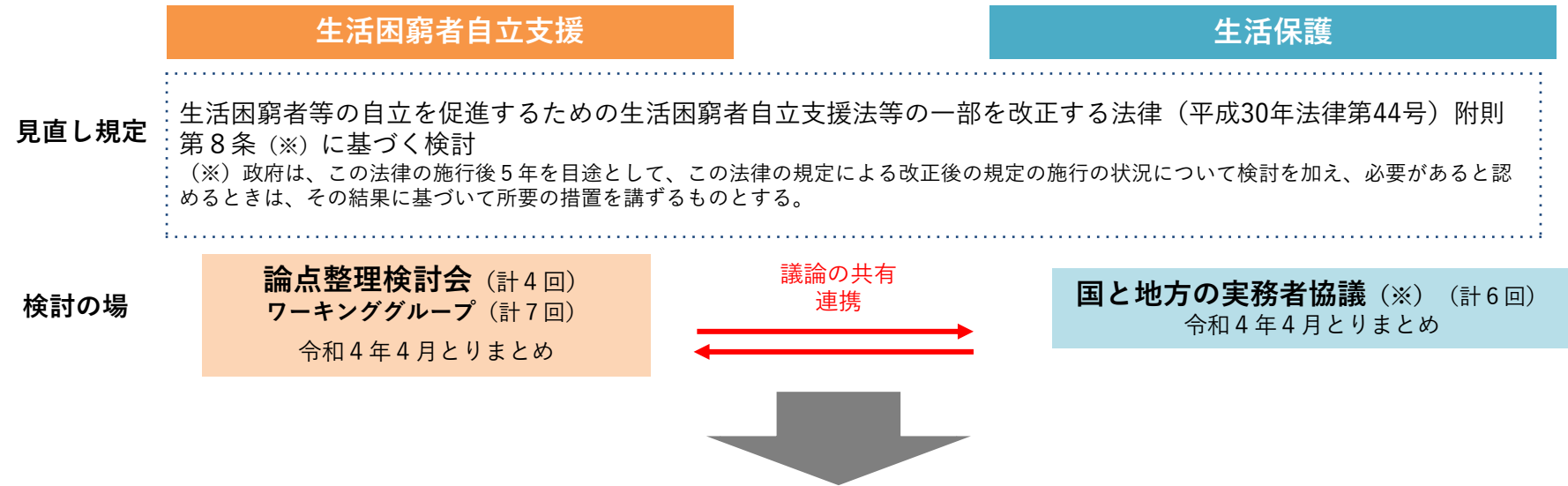
- 生活保護費負担金（事業費ベース）は約3.7兆円（令和5年度当初予算）。
- 実績額の約半分は医療扶助。



資料：生活保護費負担金事業実績報告

- ※ 1 施設事務費を除く
- ※ 2 令和3年度までは実績額、令和4年度は補正後予算、令和5年度は当初予算
- ※ 3 国と地方における負担割合については、国3/4、地方1/4

生活困窮者自立支援法及び生活保護法の見直しの枠組み



令和4年
6月以降

社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論

- 社会福祉の共通理念である「地域共生社会」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から議論を実施し、**令和4年12月にこれまでの主な議論を「中間まとめ」として整理。**
- 今後、法制上の措置等が必要な事項は制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応。

令和5年9月以降、審議会における議論を再開予定。

※社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会における議論を踏まえ、首長級との会合である「国と地方の協議」を開催予定

生活困窮者自立支援制度及び生活保護制度の見直しに関するこれまでの議論の整理（中間まとめ）の主なポイント （社会保障審議会生活困窮者自立支援及び生活保護部会（令和4年12月20日））

I 基本的な考え方

- 社会福祉の共通理念である「**地域共生社会**」の理念を踏まえつつ、「平成30年改正等による両制度の発展と課題への対応」、「新型コロナウイルス感染症感染拡大による生活困窮への対応も踏まえた課題への対応」の2つの観点から、これまでの主な議論を**中間的に整理**。
- この中には、制度化する上でその前提となる具体的な内容や実務上の検討を要するもの等、様々なものが含まれている。
- 今後、**法制上の措置が必要な事項**は、現段階におけるこの整理の方向性も踏まえながら、**制度化に向けた実務的な検討や自治体・関係省庁との調整等を進め、結論が得られた事項について対応**するとともに、**運用で対応できる事項**については**可能なものから順次対応**していくなど必要な対応を講じていくべき。

II 各論

1. 自立相談支援等のあり方

- 生活困窮者に係る関係機関の連携・情報共有促進のための**支援会議の設置の努力義務化**を検討
- 関係機関間の役割分担を明確化し、多様で複雑な課題を抱える**被保護者の援助に関する計画を作成**できるようにすること、**計画作成を始めとする支援の調整等のための会議体を設置**できるようにすることを検討

2. 就労・家計改善支援のあり方

- 生活困窮者の自立に向けた相談支援機能を強化するため、**就労準備支援事業・家計改善支援事業の必須事業化**を検討

3. 子どもの貧困への対応

- 生活保護受給中の**子育て世帯**に対し、**訪問等のアウトリーチ型手法**による学習環境の改善、進路選択、奨学金の活用等に関する**相談・助言を行う事業の実施**を検討
- **就労自立給付金**の対象を、**高卒で就職し1人暮らしのために世帯から独立する者等へ拡大**することを検討
- 大学進学後の生活費の支援は、生活保護の枠組みにとらわれず、修学支援新制度等の教育政策の中で幅広く検討すべき課題であり、**大学生に対する生活保護の適用は慎重な検討が必要**

4. 居住支援のあり方

- 現行のシェルター事業の対象外的生活困窮者を含め、**緊急一時的な居所確保のための支援**ができるよう検討
- **地域居住支援事業**（入居支援・見守り支援等）について、シェルター事業を実施しなくても実施できるように**運用を改善**
- シェルター事業又は地域居住支援事業の少なくとも一方の実施を**努力義務化**することを検討
- **住居確保給付金**について、職業訓練受講給付金との併給等の**新型コロナウイルス感染症への特例措置の一部恒久化**することを検討
（このほか、再支給、自営業者等への求職活動要件、児童扶養手当等の特定目的の給付の収入算定のあり方等についても検討）
- **無料低額宿泊所に係る事前届出義務違反の場合に罰則を設けること**を検討

5. 医療扶助等

- **都道府県が、市町村に対し、医療扶助・健康管理支援事業の実施に関して広域的な観点から、データ分析や取組目標の設定・評価等に係る助言・援助等を行うこと**を検討

6. 両制度の連携

- 生活保護世帯への支援や制度間のつながりを確保する観点から、**生活困窮者自立支援制度の就労・家計・住まいに関する事業を被保護者も利用できる仕組み**を検討

- ・ 生活保護の対象となる世帯の要件は？
- ・ 生活保護世帯が受給できる保護費はどのくらいか？
- ・ 生活保護費以外の収入があった場合はどうなるのか？
（働いたら保護費が減るだけで損になる？）
- ・ 生活保護受給中に貯蓄ができるのか？
- ・ 生活保護受給中に借金ができるのか？

生活保護制度

○ 生活保護制度の目的

○ 最低生活の保障

⇒ 資産、能力等すべてを活用してもなお生活に困窮する者に対し、困窮の程度に応じた保護を実施

○ 自立の助長

最低生活の保障

- ① 資産、能力等あらゆるものを活用することが保護の前提。また、扶養義務者による扶養などは、保護に優先される。

要件

・不動産、自動車、預貯金等の資産
・稼働能力の活用

優先

・年金、手当等の社会保障給付
・扶養義務者からの扶養 等



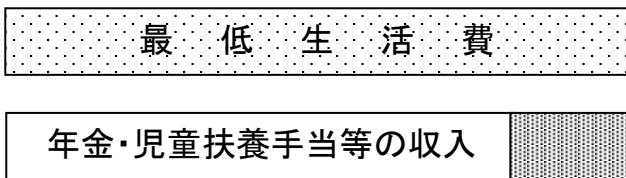
◇保護の開始時に調査

（預貯金、年金、手当等の受給の有無や可否、傷病の状況等を踏まえた就労の可否、扶養義務者の状況及び扶養能力等）

◇保護適用後にも届出を義務付け

② 支給される保護費の額

・厚生労働大臣が定める基準で計算される最低生活費から収入を差し引いた差額を保護費として支給



収入としては、就労による収入、年金等社会保障の給付、親族による援助等を認定。

預貯金、保険の払戻し金、不動産等の資産の売却収入等も認定。

自立の助長

支給される保護費

- ・ケースワーカーや就労支援員による就労指導・支援
- ・被保護者就労支援事業（法第55条の7）、被保護者就労準備支援事業（予算事業）、生活保護受給者等就労自立促進事業（ハローワークと連携したチーム支援）、その他自立支援プログラムを実施

生活保護の要件等（法4条）

基本的な考え方

保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われ、民法に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべてこの法律による保護に優先して行われるものとする。

資産の活用

・土地・家屋は、原則売却

（ただし、現に居住の用に供されているものについては、処分価値が著しく大きいものを除き、保有を容認）

・自動車については、原則売却

（ただし、障害者や公共交通機関の利用が著しく困難な地域に居住する者等が通勤、通院、通所及び通学のため必要とする場合は、保有を容認）

・預貯金は、原則収入認定

（ただし、保護開始時に保有する金銭のうち、最低生活費の5割は保有を容認）

・年金、児童扶養手当等

本人が手続をすれば受給できる給付等は活用することが必要

能力の活用

稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力を有するか否か、②その稼働能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、の3つの要素により判断。

現実に稼働能力があり、本人の有している資格、生活歴、職歴等から適切と判断され得る職場があるにもかかわらず、働く意思がない者は要件を欠くと判断するが、稼働能力も働く意思もあり、求職活動を行っているが現実に働く場がない者については要件を満たしているものと判断。

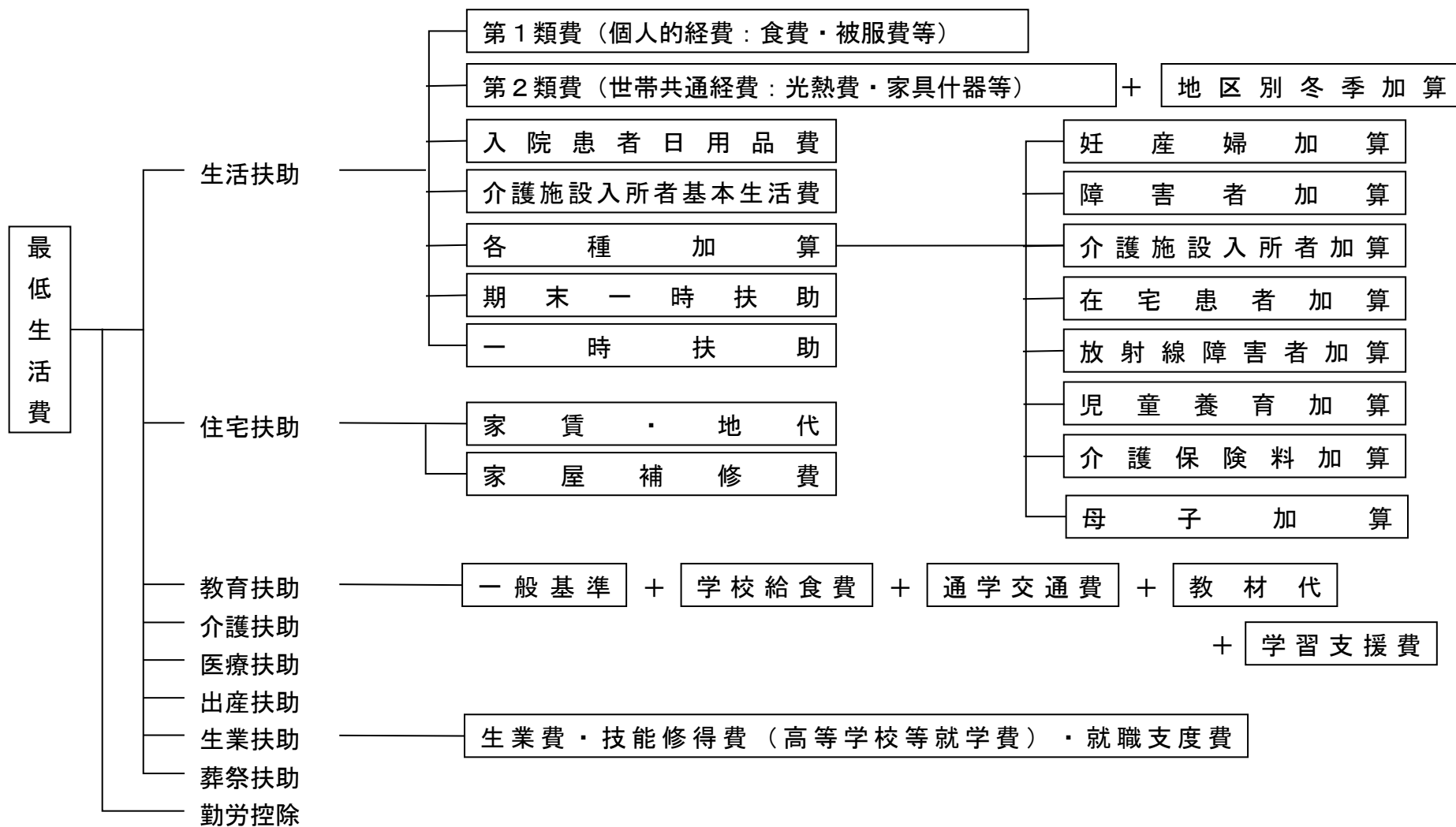
扶養の優先

福祉事務所は、民法に定める扶養義務者（三親等以内の直系血族、兄弟姉妹等）について扶養の可能性を調査。特に、親子関係にある者に対しては、実地調査も行うなど重点的に実施。扶養義務者からの仕送り等があればこれを収入認定する。

最低生活費について

【最低生活費の体系】

最低生活費を計算する尺度となる保護基準は、厚生労働大臣が、要保護者の年齢、世帯構成、所在地等の事情を考慮して扶助別に（８種類）に定める。



生活保護の種類と内容

生活保護は、生活を営む上で生じる費用の種類に応じた8つの扶助からなる。

生活を営む上で生じる費用	対応する 扶助の種類	支 給 内 容
日常生活に必要な費用 (食費・被服費・光熱水費等)	生活扶助 《法12条, 31条》	○基準額は、 〈1類費〉食費等の個人的費用 〈2類費〉光熱水費等の世帯共通的費用 を合算して算出 ○冬季期間において、地域区分に応じて冬季加算を支給 ○障害者や有子世帯への加算（母子加算等）など各種加算を支給 ○臨時的な需要にも対応（一時扶助）
アパート等の家賃	住宅扶助 《法14条, 33条》	上限を定めた上で実費を支給
義務教育を受けるために 必要な学用品費	教育扶助 《法13条, 32条》	学用品費として一定額支給し、給食費,教材代等について実費支給
医療サービスの費用	医療扶助 《法15条, 34条》	[現物給付] 本人負担なし（10割分を医療機関に支払い）
介護サービスの費用	介護扶助 《法15条の2, 34条の2》	[現物給付] 本人負担なし （1割負担分を介護事業者へ支払。保険料は生活扶助で支給。）
出産費用	出産扶助 《法16条, 35条》	上限を定めた上で実費を支給
就労に必要な技能の修得等にかかる 費用（高等学校等の就学費用を含む）	生業扶助 《法17条, 36条》	授業料や資格検定費用等について上限を定めた上で実費を支給
葬祭費用	葬祭扶助 《法18条, 37条》	上限を定めた上で実費を支給

◎ 生活扶助額の例 （令和5年4月1日現在）

	東京都区部等	地方郡部等
3人世帯(33歳、29歳、4歳)	158,760円	139,630円
高齢者単身世帯(68歳)	77,980円	66,300円
高齢者夫婦世帯(68歳、65歳)	121,480円	106,350円
母子世帯(30歳、4歳、2歳)	190,550円	168,360円

※ 児童養育加算、母子加算、
冬季加算(Ⅵ区の5/12)を含む。

(注)上記以外に、その世帯の状況や必要な事情に応じて、「冬季加算」などの各種加算や「住宅扶助費(家賃)」や「教育扶助費(教育費)」が現金給付されるとともに、「医療扶助費(医療費)」や「介護扶助費(介護費)」が現物給付される。

◎ 保護の実施機関と費用負担

- ・ 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村（保護の実施機関）が実施。
- ・ 保護の実施機関は、福祉事務所を設置し、被保護世帯に対して担当のケースワーカーを設定。
- ・ 保護費については、国が3／4、地方自治体が1／4を負担。

令和5年度生活扶助基準の見直しの概要

I 生活保護基準部会における検証結果の反映

- 生活扶助基準について、生活保護基準部会における検証結果を反映することを基本とする。
 - ▶ 夫婦子1人世帯+2% ▶ 年齢・級地・世帯人員別の較差体系を見直し
- その際、同部会の報告書で示された留意点を踏まえ、年齢別較差は現行の較差との差の2分の1を反映、第2類の費用は級地間の差を設けないこととする。

II 足下の社会経済情勢等を踏まえた当面の対応（令和5～6年度の2年間）

- 足下の社会経済情勢等を総合的に勘案し、当面2年間（令和5～6年度）は臨時的・特例的な措置を実施。
 - ① 令和元年当時の消費実態の水準（検証結果の反映後）に一人当たり月額1,000円を特例的に加算
 - ② ①の措置をしても現行基準から減額となる世帯については、現行の基準額を保障

III 令和7年度以降の生活扶助基準の検討

- 令和7年度以降の生活扶助基準については、今後の社会経済情勢等の動向を見極めて必要な対応を行うため、令和7年度予算の編成過程において改めて検討。
 - その際、一般低所得世帯の消費実態との均衡を図るため、上記の検証結果を適切に反映することとした上で、これまでの基準見直しにおける配慮を参考にしつつ、その時々々の社会経済情勢等を勘案して設定。

施行時期（I及びII）： 令和5年10月～

財政影響額（I+II）： +130億円程度（令和5年度は+60億円程度）

○最低生活保障水準の具体的事例(令和5年10月現在)

3人世帯(夫婦子1人世帯)【33歳・29歳・4歳】

(月額:単位:円)

	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
生活扶助	164, 860	160, 400	156, 250	152, 090	151, 050	145, 870
住宅扶助（上限額）	69, 800	53, 000	47, 000	46, 000	43, 000	42, 000
合 計	234, 660	213, 400	203, 250	198, 090	194, 050	187, 870

高齢者単身世帯【68歳】

	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
生活扶助	77, 980	74, 950	73, 090	71, 240	70, 770	68, 450
住宅扶助（上限額）	53, 700	41, 000	36, 000	35, 000	33, 000	32, 000
合 計	131, 680	115, 950	109, 090	106, 240	103, 770	100, 450

高齢者夫婦世帯【68歳・65歳】

	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
生活扶助	122, 460	120, 030	116, 790	113, 750	112, 760	108, 720
住宅扶助（上限額）	64, 000	49, 000	43, 000	42, 000	40, 000	38, 000
合 計	186, 460	169, 030	159, 790	155, 750	152, 760	146, 720

母子3人世帯【30歳・4歳・2歳】

	1 級地－ 1	1 級地－ 2	2 級地－ 1	2 級地－ 2	3 級地－ 1	3 級地－ 2
生活扶助	196, 220	192, 480	186, 600	182, 520	179, 900	174, 800
住宅扶助（上限額）	69, 800	53, 000	47, 000	46, 000	43, 000	42, 000
合 計	266, 020	245, 480	233, 600	228, 520	222, 900	216, 800

※ 住宅扶助の額は、1 級地－ 1：東京都区部、1 級地－ 2：千葉市、2 級地－ 1：長崎市、2 級地－ 2：尾道市、3 級地－ 1：天理市、3 級地－ 2：さぬき市とした場合の上限額の例である。

※ 令和5年10月現在の生活保護基準により計算。

※ 児童養育加算、母子加算、冬季加算（Ⅵ区の5/12）を含む。

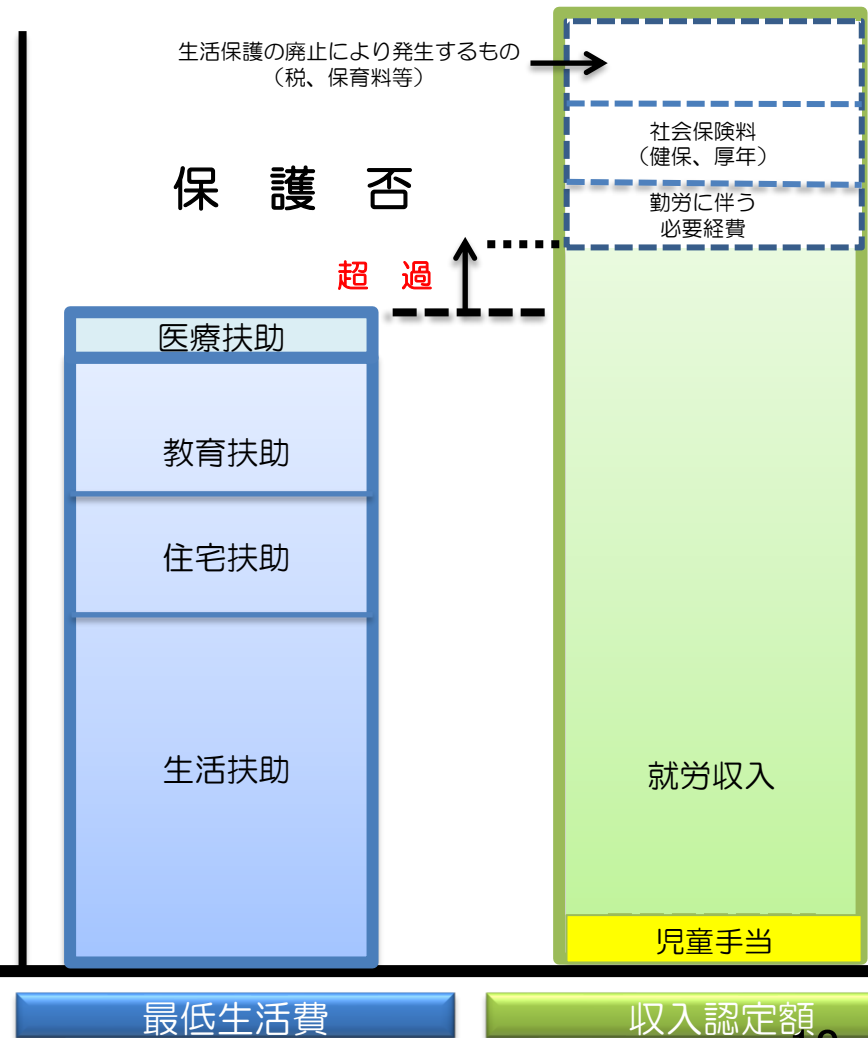
生活保護の要否判定・保護の程度（支給額）の決定

- 生活保護費は、世帯全体の収入が最低生活費に足りないときにその不足分だけが支給されます。
収入が生活保護基準を超えると、生活保護の支給対象とはなりません。
- その際の収入額については、実際の収入額から必要経費や基礎控除を除いて算定（収入認定）します。

保 護 要



保 護 否



収入認定について

基本的な考え方

- 生活保護受給世帯の収入については、原則として、最低生活の維持にあて得る金品は原則として全て収入として認定します。
- 保護受給中に収入があれば毎月申告をしてもらい、その都度、収入額と最低生活費(生活保護基準)と比べて、生活保護費を決定します。
- 世帯のすべての方にどのような収入があった場合でも、また、収入が少額であった場合でも必ず担当ケースワーカーに申告をする必要があります。

収入の例

(1)就労に伴う収入	給与・日雇・内職・事業により得た収入など
(2)就労に伴わない収入	恩給・年金・年金基金・手当・仕送り・贈与・財産収入など
(3)その他の収入	動産または不動産の処分による収入・保険金または解約返戻金等

なお、就労に伴う収入については、必要経費(交通費・社会保険料及び仕入れ代金など)を除くほか収入金額に応じて勤労控除が認められています。

収入として認定しないもの

- ただし、収入として認定してしまうと、自立助長の観点から、あるいは社会通念上の観点から適当で無い場合は収入として認定しないこととしています。(収入認定除外)

【例】 ・冠婚葬祭の祝儀香典、歳末たすけあいなど社会事業団体からの慈善的経費
・戦没者等への弔慰金や、特定の障害等への慰謝激励等の費用
・自立更生のために使われるもの(自立更生を目的とした恵与金や貸与金、災害等の補償金や見舞金、高校生のアルバイト収入のうち就学等の経費に充てられるもの)

勤労控除の概要

勤労控除は、就労収入のうち一定額を収入から控除し、収入の一部を手元に残すことにより、就労に伴う必要経費の補填や、就労インセンティブの増進・自立助長を図ることを目的とする制度。

1. 基礎控除

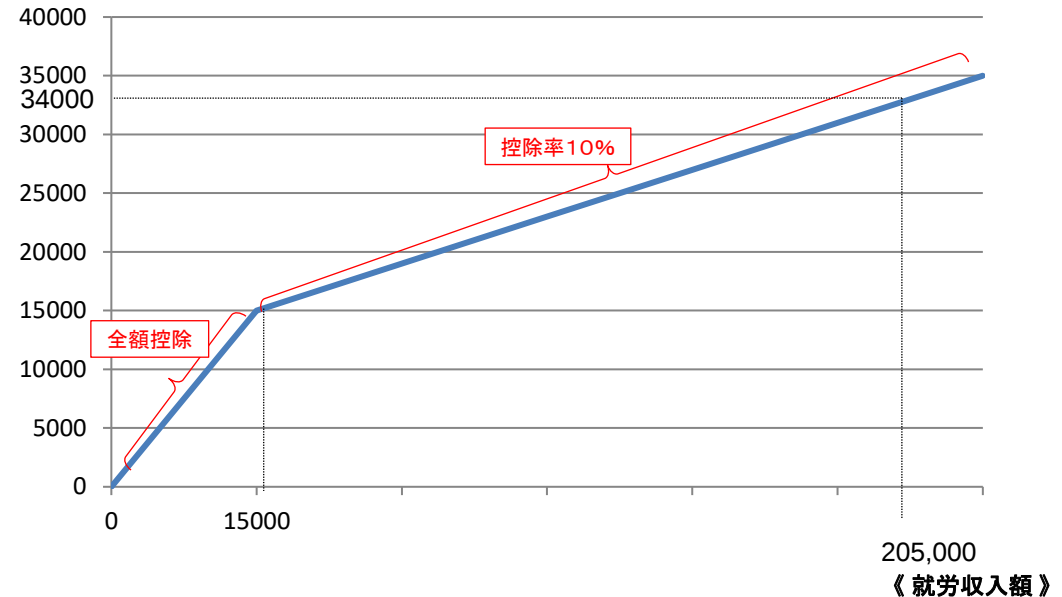
- 就労に伴い必要となる被服、身の回り品、知識・教養の向上等のための経費、職場交際費等の経常的な経費を控除するものであり、勤労意欲の増進、自立の助長を図ることを目的とする。
- 控除額は、就労収入に比例して増加。

【控除額(月額)】

- ・就労収入15,000円までは全額控除。
- ・就労収入15,000円超の場合は、15,000円に当該超える額の10%を合計した額が控除額となる(※)。

※ 実際には収入金額別に区分を設け、各区分ごとに控除額を定めている。

《控除額》



2. 新規就労控除

- 新たに継続性のある職業に従事した場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(中学校等を卒業した者や入院その他やむを得ない事情のためおおむね3年以上の間職業に従事することができなかった者)

【控除額(月額)】 11,900円(就労から6ヶ月間のみ)

3. 20歳未満控除

- 20歳未満の者が就労している場合に、その就労収入から一定額を控除するもの。
(単身者や配偶者とのみで独立した世帯を営む者等の一定の条件にある者については認定しない。)

【控除額(月額)】 11,600円

生活保護受給者の家計等に関する取扱い

預貯金の取扱い

【保護開始時の取扱い】（課長通知第10の10-2）

○当該世帯の最低生活費の5割分は保有を容認。

（例：最低生活費が10万円の世帯で、保護の申請時に9万円の預貯金があった場合、5万円は保有を容認。
4万円分は収入認定され、初回の保護費の支給額は6万円となる）

【保護受給中に判明した場合の取扱い】（課長通知第3の18）

○保護の開始時に保有していたものでないか、不正な手段（収入の未申告など）で蓄えられたものではないことを確認する。

○当該預貯金等がすでに支給された保護費によって生じたものであれば、その使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産にはあたらないものとして、保有が容認される。

（保有の認められない物品の購入など使用目的は生活保護の趣旨目的に反すると認められる場合は、最低生活の維持のために活用すべき資産としてみなさざるを得ない旨を被保護者に説明。状況に応じて収入認定等を実施。）

貸付金の取扱い

○貸付金のうち被保護世帯の自立更生のためにあてられる額については収入認定しない。（次官通知第8-3-(3)）

○上記の貸付資金のうち収入認定しないものは、次のいずれかに該当し、かつ、保護の実施機関の事前の承認のあるものである、現実には当該貸付けの趣旨に即し使用されているものに限られる。（局長通知第8-2-(3)）

- ・ 事業の開始（継続）や就労及び技能修得のための貸付資金
- ・ 高等学校等への就学資金
- ・ 利用の必要性が高い生活用品を緊急に購入するための貸付資金 など

○また、貸付金のうち、被保護世帯の自立更生に当てられる額の償還金については、その他の必要経費として収入から控除することができる。（次官通知第8-3-(5)）

※ 上記以外の貸付金については収入認定除外とならず、仮に借り入れをした場合は収入として認定することとなる。
（支給される保護費はその分減額される。）
また、借入金の返還についても、必要経費としては認められない。

生活保護受給者の義務

生活上の義務

【生活保護法第60条】

被保護者は、常に、能力に応じて勤労に励み、自ら、健康の保持及び増進に努め、収入、支出その他生計の状況を適切に把握するとともに支出の節約を図り、その他生活の維持及び向上に努めなければならない。

申告の義務

【生活保護法第61条】

被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があつたとき、又は居住地若しくは世帯の構成に移動があつたときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所にその旨を届け出なければならない。

指示等に従う義務

【生活保護法第62条】

被保護者は、保護の実施機関が、第三十条第一項ただし書の規定により、被保護者を救護施設、更生施設若しくはその他の適当な施設に入所させ、若しくはこれらの施設に入所を委託し、若しくは私人の家庭に養護を委託して保護を行うことを決定したとき、又は第二十七条の規定により、被保護者に対し、必要な指導又は指示をしたときは、これに従わなければならない。

保護施設を利用する被保護者は、第四十六条の規定により定められたその保護施設の管理規程に従わなければならない。

保護の実施機関は、被保護者が前二項の規定による義務に違反したときは、保護の変更、停止又は廃止をすることができる。

費用返還義務

【生活保護法第63条】

被保護者が、急迫の場合等において資力があるにもかかわらず、保護を受けたときは、保護に要する費用を支弁した都道府県又は市町村に対して、すみやかに、その受けた保護金品に相当する金額の範囲内において保護の実施機関の定める額を返還しなければならない。

Ⅱ 被保護者家計改善支援事業の制度概要

1. 家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援

(2. 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援)

自立支援プログラムの概要

背景

○ 生活保護制度の目的

- ・ 最低生活の保障（保護費の支給）
- ・ **自立の助長**

○ 自立支援プログラム導入の背景

- ・ 被保護者の抱える問題の多様化、被保護世帯数の増加
- ・ 生活保護担当職員の不足と経験不足

○ 自立の助長の内容

- ・ 経済的自立 → 就労 等
- ・ 日常生活自立 → 入院から在宅復帰 等
- ・ 社会生活自立 → ひきこもり防止、社会参加 等

自立支援プログラムの導入（平成17年度～）

○ 経済的給付に加え、福祉事務所が組織的に被保護者の自立支援を行う制度への転換を目的

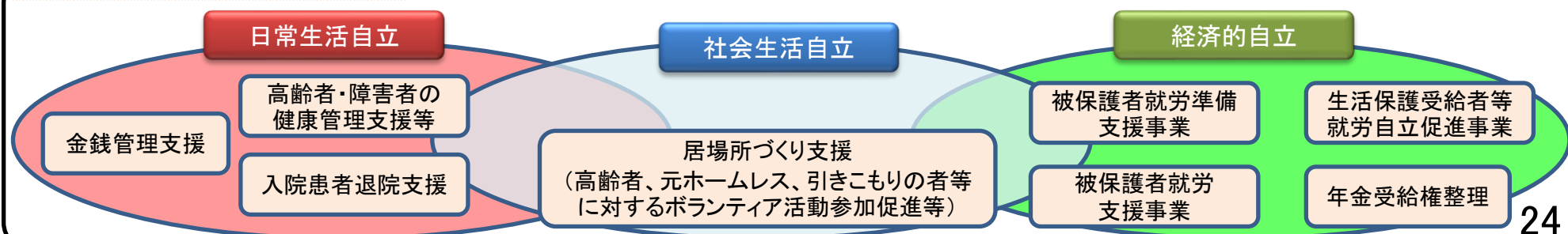
概要

- 実施機関は、管内の被保護者の状況や自立阻害要因を類型化し、自立支援の具体的内容と手順を定めた自立支援プログラムを類型毎に策定
- 様々なプログラムの中から、個々の被保護者に必要なプログラムを本人同意の上決定し、労働部局、医療・福祉施設、NPO等の関係機関と連携し、被保護者が自らの自立のため行う活動を組織的に支援

自立の概念

- ・ 経済的自立：就労による経済的自立等
（例）稼働能力を有する者⇒就労に向けた具体的取組を支援し、就労を実現するプログラム
- ・ 日常生活自立：身体や精神の健康を回復・維持し、自分で自分の健康・生活管理を行うなど日常生活において自立した生活を送ること
（例）精神障害者⇒長期入院を防止・解消し、居宅生活の復帰・維持を目指すプログラム
- ・ 社会生活自立：社会的なつながりを回復・維持し、地域社会の一員として充実した生活を送ること
（例）高齢者⇒傷病や閉じこもりを防止し、社会貢献活動の参加等により健康的な自立生活を維持するプログラム

自立支援プログラムのイメージ



被保護者家計改善支援事業について

- 世帯の自立に向けて家計に関する課題を抱える被保護者世帯に対する家計管理方法の提案支援を行うとともに、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する、進学に向けた費用についての相談や助言等を行う。
(平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知)「被保護者家計改善支援事業の実施について」)
 - 生活保護受給者等の中には、家計の状況を把握し、中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在。生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけることで、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - また、大学等に進学する子どもがいる世帯についても、進学前の段階から進学に受けた各種費用についての相談・助言、各種奨学金制度の案内等により、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- ※ 別途、生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、これまでは自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあり。
- 実施主体は、都道府県、市、福祉事務所を設置する町村(社会福祉法人、NPO等に委託可)
 - 補助割合は、国2/3 都道府県、市、福祉事務所を設置する町村1/3 令和5年度予算額：被保護者就労支援準備事業29.1億円の内数
 - 実施自治体数：82自治体(令和4年度交付決定自治体数)

事業内容

家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯。

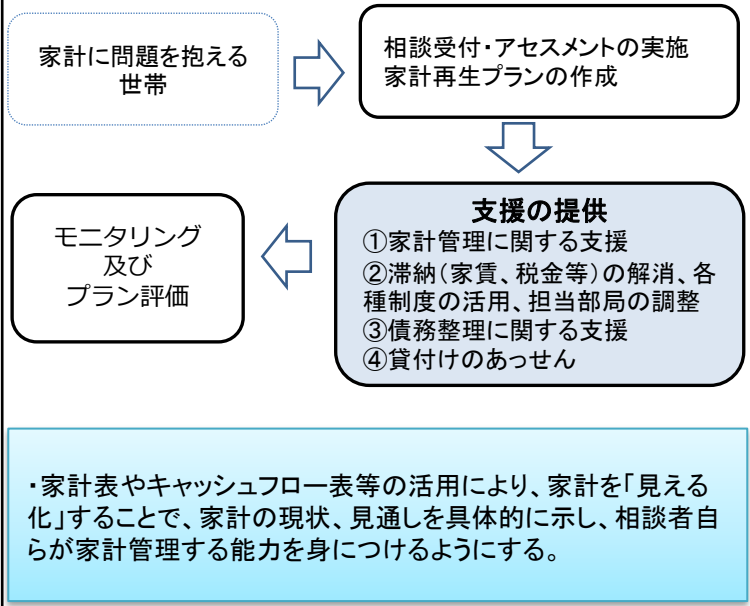
(具体例)

- ・ 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、当該事業者との一体的実施に努めること。
- 改善支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

支援の流れ(イメージ)



家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について①【制度概要】

【通知名】 「被保護者家計改善支援事業の実施について」（平成30年3月30日社援保発0330第12号厚生労働省社会・援護局保護課長通知）
＜一部改正（平成31年3月29日社援保発0329第4号）＞

基本的主旨

- 生活保護受給者を含む生活困窮者については、家計の状況を把握することが難しい方や中長期的な生活設計を立てた上で日々の生活を組み立てることが難しい方が存在することが指摘されている。
 - 生活保護受給世帯については、就労等により生活保護から脱却した場合に、新たに税・保険料の支払いなど、家計の状況に変化が生じるが、生活保護受給中から家計管理のスキルを身につけ、円滑に安定した家計管理に円滑に移行することにより、保護脱却後に再び生活保護の受給に至ることを防止することが期待される。
 - こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、家計に関する課題を抱える世帯に対する家計改善支援を実施することとした。
- ※ これまで生活保護受給者の家計管理の支援は、平成25年法改正により「収入、支出その他生計の状況を適切に把握する」ことが生活上の義務として規定されたことも踏まえ、自立支援プログラムの一環として支援を行っている自治体もあった。

主な対象者

- 家計に関する課題を抱えており、自立を助長する観点から家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。
- （具体例）
- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
 - ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
 - ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
 - ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
 - ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
 - ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

実施方法

- 生活困窮者自立支援法に基づく家計改善支援事業が実施されている場合は、一体的実施に努めること。
- 相談支援に従事する者は、厚生労働省が実施する家計改善支援事業従事者養成研修を修了した者が望ましい。

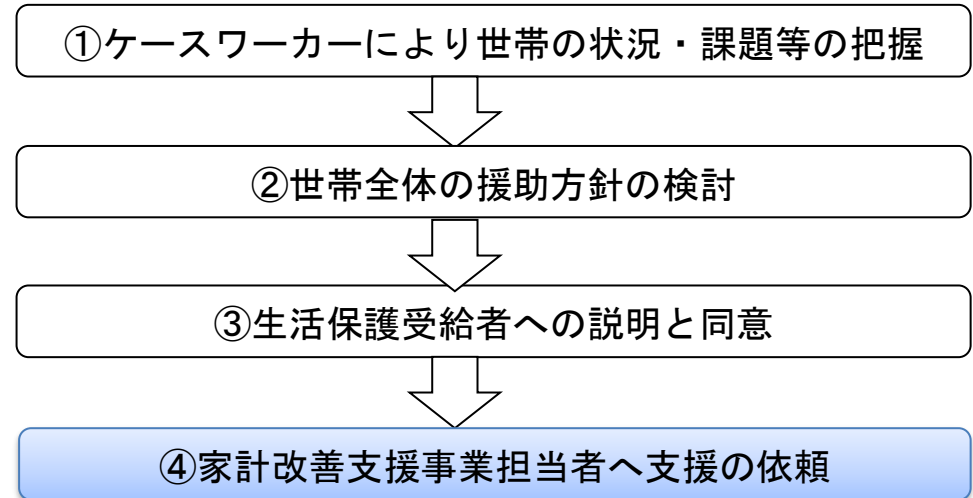
主な対象者

○家計に関する課題を抱えており、家計改善支援を実施することが効果的と考えられ、本事業への参加を希望する世帯。

(具体例)

- ・ 過去に家賃、水道光熱費、学校納付金、給食費、保育料、税金の滞納や延滞をしたことがある世帯
- ・ 債務整理を法律専門家に依頼している世帯
- ・ 就労収入が毎月一定でない世帯や児童手当、児童扶養手当等を受給しており月によって収入が異なる世帯
- ・ 過去の職歴や生活歴、生活保護の申請理由等から貯蓄に関する意識が比較的低いと考えられる世帯。特に、かつて生活保護を受けていたことがあり、再度保護に至った世帯
- ・ 生活困窮者自立支援制度の家計改善支援を受けていた世帯が被保護世帯となった場合
- ・ 世帯状況等の変化により、家計の状態も大きく変化した場合 等

○ 利用対象者の選定については、各自治体の実施方法によるが、下記の流れを想定



※ 福祉事務所(担当ケースワーカー)と、家計改善支援事業者の関係は、基本的には生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関と、家計改善支援事業者との同様。生活保護受給者の生活全体の課題の把握や援助方針は担当ケースワーカーが中心となり、就労支援担当や家計改善支援担当など各部門の支援担当は、担当ケースワーカーや他の関係機関と連携を図りつつ、それぞれの専門分野に応じた支援を中心に担当。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について③ 【支援の流れ】

【対象者の選定（例）】

- ① 担当ケースワーカーが家計改善支援の対象者を選定
- ② 担当ケースワーカーと生活保護受給者本人が面談し、自立支援プログラムとして事業を利用

家計改善支援事業の事業内容

（１）相談受付（インテーク）

相談受付・申込表の記入

（２）アセスメント

- ①相談時家計表
- ②インテーク・アセスメントシートの活用

（３）家計再生プラン（家計支援計画）の策定

「家計計画表」、「キャッシュフロー表」の作成

（４）支援の提供

- ①家計管理に関する支援
- ②滞納の解消や各種給付制度等の利用に向けた支援
- ③債務整理に関する支援
- ④貸付のあっせん

（５）モニタリング

（６）プラン評価

- ・相談支援の流れは生活困窮者家計改善支援事業と同様。
- ・生活保護制度は、経済的給付を行う制度であることから、生活保護を受給する場合の要件や生活保護受給者が果たすべき義務等が規定されている。生活保護受給者の支援を行う際には、生活保護制度の特有の事項を踏まえた上で、対応することが求められる。

家計に関する課題を抱える世帯への家計改善支援について④【留意事項】

生活保護制度の主旨等を踏まえた支援、対応

- キャッシュフロー表、家計計画表、家計再生プラン等については、それらを活用し、本人が自ら家計管理していく能力を身につけられるように支援を行い、必要に応じて医療費の自己負担や社会保険料の発生など保護廃止後の生活を見据えたものを作成すること。
- 生活保護費のやりくりによって生じた預貯金については、使用目的が生活保護の趣旨目的に反しないと認められる場合、活用すべき資産には当たらないものとして保有を容認することとしているので、使用目的等を予め調整すること。（使用目的等をもった預貯金についてはそれを支援すること。）
- 支援を実施する中で活用可能な給付金制度があることが明らかになった場合には、担当ケースワーカーに報告する。（担当ケースワーカーとも相談した上で、その活用が図られるよう支援すること。）
- 貸付金については、当該被保護世帯の自立更生のために当てられる場合には、収入として認定せず、その償還金については、その他の必要経費として収入認定の対象外となる場合がある。（一方、それ以外の単なる借金は認められないため、貸付利用を検討する際は担当ケースワーカーに相談すること。）

福祉事務所・担当ケースワーカーとの連携

- 本事業を委託によって行う場合や、担当ケースワーカーと別部署において行う場合等には、家計改善支援機関と福祉事務所・担当ケースワーカーは密接な連携を図る。
 - ・ 本人が抱えている状況や困窮に至った要因、援助方針や家計再生プランの内容などを共有。
 - ・ 福祉事務所は個人情報取り扱いに留意しつつ、必要に応じて、家計改善支援の実施者に保護費の支給状況を情報提供。
 - ・ 支援対象世帯との面談等の際には、必要に応じて担当ケースワーカーも同席。
 - ・ 就労による収入増が望まれる場合等については、本人の同意を得た上で、被保護者就労支援事業との連携した支援を行うなど、効果的な支援の実施に努めること。

保護廃止後も継続した支援

- 被保護者家計改善支援事業を受けていた者については、保護脱却後も引き続き支援を受けることが望ましい。

2. 大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への 家計改善支援

大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯への家計改善支援①【制度概要】

基本的主旨

- 大学等に進学する子どもがいる世帯が進学費用等を用意するような場合には、本人のアルバイト代や家計のやりくり等により、受験料等の費用を収入認定から除外し、貯蓄することが認められているほか、進学費用について奨学金や生活福祉資金貸付による教育支援資金の貸付を受けることにより進学費用を工面する場合がある。このような世帯についても、進学前の段階から進学に向けた各種費用についての相談や助言、各種奨学金制度の案内等を行う家計改善支援を行うことにより、子どもの進学や世帯全体の自立を促進することが期待される。
- こうしたことを踏まえ、生活保護受給者の自立助長の観点から、大学等への進学を検討している高校生等のいる世帯に対する家計改善支援を実施する

主な対象者

- 大学等への進学に伴い自立が見込まれる子どもがいる被保護世帯。
※ 高校3年生だけでなく、1年生、2年生がいる世帯についても積極的に支援の対象としている。

支援内容

- 希望する進路への進学に要する費用の相談、助言
- 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介 等

- 生活保護制度は最低限度の生活を保障するものであり、生活保護世帯の子どもの大学等進学について、生活保護を受給しない低所得世帯（生活困窮世帯）の子どもたちとのバランスを考慮する必要があることから、生活保護世帯の子どもが大学等に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外（※）としている。
- ※ 同一世帯に属していても形式的に生活保護世帯の生計からその子どもを別にする取扱い（世帯分離）としている。
- この世帯分離によって、大学等に進学する子は、アルバイトや奨学金等で学費や生活費を自ら賄う必要が生じるが、その子ども以外の世帯員については生活保護の受給対象とすることにより、同居しながら大学等に進学ができることとしている。

＜参考＞ 社会保障審議会 生活困窮者自立支援及び生活保護部会 報告書（平成29年12月15日） 抜粋

4. 貧困の連鎖を防ぐための支援の強化

(2) 生活保護世帯の子どもの大学等への進学について

- 生活保護を受給する世帯の子どもについては、大学等（夜間大学等を除く。）に進学する場合は、その子ども分は保護費の給付の対象外としている。そうした中で、生活保護世帯の子どもの大学等進学率は、33.1%（平成28年4月）となっており、全世帯の進学率73.2%と比較して著しく低い状況にある。
- 貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するためには、生活保護受給世帯であることが進学の阻害要因とならないようにし、大学等への進学を支援していくことが重要である。
- 我が国においては、大学等への進学が既に一般化していると考えられるとして、大学等に進学する子どもについて生活保護の対象から外す、いわゆる「世帯分離」を行うべきではなく、アルバイト収入等を学費等の経費に充てた上で、生活保護を受給しながら大学等に進学すること（世帯内就学）を認めるべきとの意見があった。
- 他方で、給付型奨学金の拡充や社会人の学び直しの支援など大学等の役割が議論されている中で、大学等進学後の教育費・生活費は生活保護制度に限らず、国全体として支えていくべき課題であるとの意見や、高校卒業後直ちに就労することも肯定的に捉え、多様な選択肢を確保するという観点で考えるべきとの意見、大学等に進学しない子どもや生活保護世帯以外の低所得世帯の子どもとのバランスを考慮する必要があるとの意見もあった。
- また、世帯分離という現行の取扱いについては、大学等に進学する際、生活保護費（特に住宅扶助費）が一人分減額されることが、子どもの進学意欲を削いでいるとの指摘がある。また、奨学金や学費免除など一般施策において学費等を支援する仕組みがあるものの、生活保護費の中から大学等への進学後の費用を貯蓄することは認められておらず、進学直後に必要となる様々な費用を進学前からあらかじめ用意することが困難であるという生活保護世帯特有の事情もある。
- 生活保護世帯の子どもの大学等への進学を支援するため、給付型奨学金の拡充等の一般施策の動向も踏まえ、就労か大学進学か選択するに当たって、生活保護制度特有の事情が障壁になることがないよう、制度を見直すべきである。
- また、大学等進学時の支援だけでなく、中学、高校在学中における進路等についての様々な相談先の確保や、中学、高校生活のために給付される扶助費の範囲なども含めて総合的に支援することを検討すべきである。
- さらに、生活保護受給世帯の子どもが大学等への進学を目指す際などに、家計改善支援を活用する機会を設けるべきである。

(1) 希望する進路の把握

希望する進路について、担当ケースワーカーと連携し把握に努める

(2) 希望進路への進学に要する費用に関する相談・助言

- ・希望する大学等に進学する場合に必要な入学金や授業料、通学に要する経費等の概算を示す
- ・恵与金やアルバイト収入等の収入認定除外など生活保護制度における進学資金の準備方法について助言
- ・自宅外から通学することを検討している場合、転居費用や転居後の生活費用等についても概算を示す

(3) 利用可能な奨学金や貸付制度の紹介等

- ・大学等への進学に向け、奨学金や貸付制度について、利用可能な制度を案内する
- ・貸付型の奨学金や貸付金を利用する場合には、将来的な返済額を見据えた利用額を助言する
- ・必要に応じて申請の支援を行う。

(4) 子どもの大学等への進学に伴って変更される出身世帯の保護費に関する説明等

- ・ケースワーカーと連携し、子どもが大学等に進学することによる生活保護費に変更について説明を行う。

生活保護制度における高校生等のアルバイトの収入認定除外の取扱いについて

- 生活保護制度は、利用し得る資産・能力その他あらゆるものを活用することを前提として行われる制度であるため、金銭収入は全て収入として認定するのが原則。
- 一方で、生活保護の目的である自立助長の観点から、特定の金銭収入について、支給の趣旨、当該世帯の自立の可能性を考慮し、自立更生のために使われた分については収入認定から除外することとしている。

使用目的	・ 被保護世帯の自立更生 ・ 就労の意義の理解や社会性の向上など子どもの自立意欲の喚起（H26.4～）
考え方	・ 高等学校等就学費の支給対象とならない、又は賄いきれない経費であって、就学のために必要な最小限度の額 ・ 就労や早期の保護脱却に資する経費（H26.4～）
具体例	・ 私立高校における授業料の不足分 ・ クラブ活動費（学習支援費を活用しても不足する分に限る） ・ 参考書代 ・ 修学旅行費 ・ 学習塾費（H27.10～） ・ 大学等入学料・受験料、自動車運転免許取得経費、就労・就学に伴う転居費用（H26.4～）等 ・ 大学等の受験に必要な費用（交通費、宿泊費等）（H30.4～明確化） ・ 就職活動費用（H31.4～） ・ 大学等の前期授業料（R5.4～）

生活保護世帯の子どもの大学等への進学支援

生活保護世帯の子どもの大学等への進学率が全世帯の子どもより著しく低いことを踏まえ、貧困の連鎖を断ち切り、生活保護世帯の子どもの自立を助長するため、生活保護制度に起因する課題に対応した支援策を講じる。

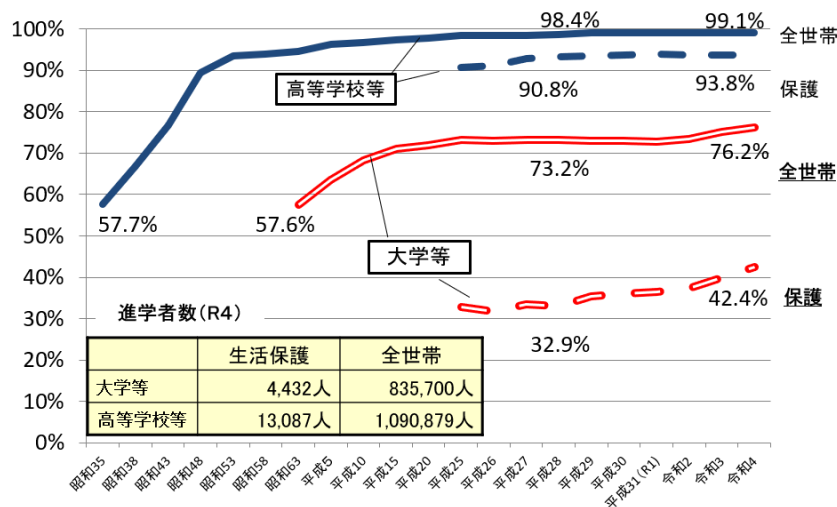
大学等進学時の一時金の創設

生活保護受給世帯の子どもが大学等に進学した際に、新生活の立ち上げ費用として一時金を給付する。
(自宅通学で10万円～自宅外通学で30万円)

(参考)大学等就学中に住宅扶助を減額しない措置の実施

大学進学後も引き続き、出身の生活保護世帯と同居して通学している場合は、大学等に通学している間に限り、子どもの分の住宅扶助額を減額しない措置を講じる。

高等学校等、大学等進学率の推移



東京都23区(1級地の1) 母と子2人の3人世帯における 第1子の大学等進学前後の生活保護基準額の例

母(40～20歳)、第1子:高校卒業生(18歳)、第2子:高校生(18～15歳)の世帯では、第1子が大学等に進学すると生活保護から外れその分の生活保護費が減額となる

	進学前	進学後	差
生活扶助	18万9,120円	14万5,100円	▲4万4,020円
住宅扶助(上限額)	6万9,800円	6万4,000円	▲5,800円
高等学校等就学費(第2子)	1万600円	1万600円	0
合計	26万9,520円	21万9,700円	▲4万9,820円

(注)金額は平成30年4月1日現在

(参考)第1子の高校卒業に伴い給付されなくなる母子加算(子1人は22,790円、子2人めは+1,800円)、及び第1子の高等学校等就学費(1人あたり10,600円)を含めると、合計で約6万円の減額となる。



高等教育の修学支援新制度について

高等教育局 学生支援課 高等教育修学支援室

2020年4月から新しい給付奨学金・授業料等減免制度がスタート！



対象になる学校は？

一定の要件を満たすことを国等が確認した

大学、短期大学、高等専門学校（4年・5年）、専門学校
に通う学生が支援を受けられます。



どんな学生が対象になるの？

要件を満たす学生全員が支援を受けられます。



世帯収入や資産の要件
を満たしていること

住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯（※）

&



進学先で学ぶ意欲が
ある学生であること

成績だけで判断せず、レポートなどで学ぶ意欲を確認

将来、社会で自立し、活躍できるよう、しっかりと勉学に励むことが大切です

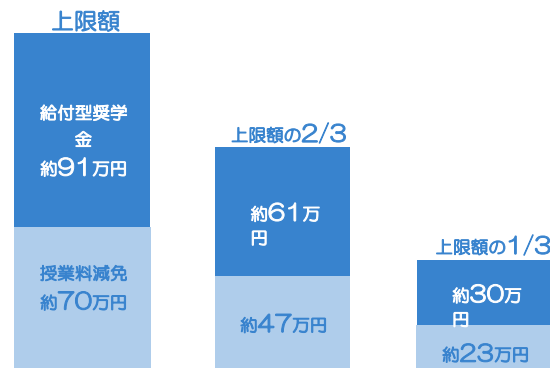
- ※ 生活保護世帯や社会的養護を必要とする者（児童養護施設や里親のもとで養育されていた者等）も対象
・生活保護世帯の出身者は、父母が生活扶助を受けていれば非課税世帯として支援対象
・社会的養護を必要とする者は、本人の所得のみで判定し低所得であれば支援対象

世帯収入によって支援を受けられる額が変わるの？

世帯収入に応じた3段階の基準で支援額が決まります。

例

4人家族〈本人(18歳)・父(給与所得者)・母(無収入)・中学生〉で、
本人がアパートなど自宅以外から私立大学に通う場合の支援額(年額)



進学資金
シミュレーター



自分が支援
の対象になる
か調べて
みよう。

年収目安

～270万円
住民税非課税世帯
〈第Ⅰ区分〉

～300万円
〈第Ⅱ区分〉

～380万円
〈第Ⅲ区分〉

注）年収目安はあくまでも一例です。兄弟の数や年齢等の世帯構成などで異なります

給付型奨学金の支給額は？

第Ⅰ区分（住民税非課税世帯）の場合は、下記の額が支給されます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

給付型奨学金の支給額（年額）

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

区 分		自宅通学	自宅外通学
大学・短期大学・専門学校	国公立	約 35万円	約 80万円
	私立	約 46万円	約 91万円
高等専門学校	国公立	約 21万円	約 41万円
	私立	約 32万円	約 52万円



授業料・入学金のサポートは？

給付型奨学金の対象者は、授業料と入学金の減免を受けることができます。
（第Ⅱ区分、第Ⅲ区分の場合は、それぞれ第Ⅰ区分の額の2/3、1/3）

授業料等の免除・減額の上限額(年額)

（住民税非課税世帯〈第Ⅰ区分〉の場合）

	国公立		私 立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約 28万円	約 54万円	約 26万円	約 70万円
短期大学	約 17万円	約 39万円	約 25万円	約 62万円
高等専門学校	約 8万円	約 23万円	約 13万円	約 70万円
専門学校	約 7万円	約 17万円	約 16万円	約 59万円



高等教育の修学支援新制度（授業料等減免・給付型奨学金） ～生活保護世帯の出身者・社会的養護を必要とする者の場合～

1. 授業料等減免の上限額（年額）

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

※ 夜間部や通信課程の場合、減免額が異なります。

2. 給付型奨学金の支給額

		居住に要する費用の支援が必要ない者		左記以外 ※本人が居住費を負担している場合	
		月額	（参考）年額	月額	（参考）年額
大学、短大、専門学校	国公立	33,300円	約40万円	66,700円	約80万円
	私立	42,500円	約51万円	75,800円	約91万円
高専	国公立	25,800円	約31万円	34,200円	約41万円
	私立	35,000円	約42万円	43,300円	約52万円

※ 大学等進学後も、引き続き、施設等や里親、生活保護世帯の父母等のもとから通学する場合は「居住に要する費用の支援が必要ない者」になります。

※ 通信課程の場合は、上表に関わらず、年額51,000円となります。

3. 所得・資産の要件の確認

（1）生活保護世帯の出身者

父母が「生活扶助」を受けていれば、本人の所得に応じて支援区分が決まります。

（2）社会的養護を必要とする者（児童養護施設等の入所者等）

本人の所得・資産のみで判定し、所得に応じて支援区分が決まります。

（社会的養護を必要とする者とは）

満18歳となる日の前日（又は高校卒業時点）（申込時点で18歳になっていない場合は申込時点）において、

- ・ 児童養護施設等（児童自立支援施設、児童心理治療施設（情緒障害児短期治療施設から改称）を含む。）に入所していた者
- ・ 里親等（児童自立生活援助事業（自立援助ホーム）を行う者、小規模住居型児童養育事業（ファミリーホーム）を行う者を含む。）のもとで養育されていた者が該当します。

✓ 本人に相当の所得や資産がある場合、上表の額の支援が受けられない場合があります。

（本人（未成年）の年収が額面で200万円を超えるような場合でなければ、上限額での支援となります。）

✓ 学業成績・学修意欲やその他の対象者要件を満たさない場合、支援の対象外となります。

家計が急変した学生等への支援について

(高等教育の修学支援新制度
～授業料等減免・給付型奨学金～)

趣旨

高等教育の修学支援新制度（授業料等減免＋給付型奨学金）は、住民税非課税世帯及びこれに準ずる世帯を対象として支援。住民税は、前年所得をもとに算定されているが、予期できない事由により家計が急変し、急変後の収入状況が住民税に反映される前に緊急に支援の必要がある場合には、急変後の所得の見込により要件を満たすことが確認できれば、支援対象とする。

家計を急変させる予期できない事由 (急変事由)

生計維持者（学生の父母等）の死亡、事故・病気（による就労困難）、失職（※１）、災害等、父母等による暴力等からの避難（※２）

（※１）失業について、定年退職や正当な理由のない自己都合退職等の自発的失業は含まない。

（※２）公的機関による保護証明書が必要。2022年7月1日より申請受付



	原則	家計急変の場合の特例
申込	年２回（４月始期分、10月始期分）	随時
支援開始時期	４月始期 又は 10月始期	随時（認定後速やか） ※申請日の属する月の分から支給開始
対象者	家計、学業その他の要件を満たす者	急変事由が生じた者のうち、家計、学業その他の要件を満たす者
所得基準	住民税非課税世帯・これに準ずる世帯について、下記の算式により判定 市町村住民税所得割 課税標準額×6%－（調整控除の額＋税額調整額）	左記に準ずる額（年間所得の <u>見込額</u> を基に基準額を算定）
判定対象となる所得	<u>前年所得</u> ※機構はマイナンバーで住民税情報を捕捉	<u>急変事由が生じた後の所得</u> ※給与明細や帳簿等で確認
支援区分の変更	<u>毎年、夏</u> に最新の住民税情報を確認し、10月分の支援から、支援区分を見直し（年１回）	<u>３カ月毎</u> に、急変事由が生じた後の所得を確認し、都度、支援区分を見直し（一定期間経過後は通常の扱いに戻す）

支援額（例）

	授業料等減免		給付型奨学金	
	入学金	授業料	自宅生	自宅外生
国公立大学	約28万円	約54万円	約35万円	約80万円
私立大学	約26万円	約70万円	約46万円	約91万円

※左記は住民税非課税世帯の場合。準ずる世帯の場合は2/3又は1/3。

※短期大学、高専、専門学校はそれぞれ支援額が異なる。

進学率の推移について

住民税非課税世帯の進学率(推計値)

令和4年度推計値: 58% (+4pt(対前年度))

令和3年度推計値: 54% (+14pt(対H30年度))

平成30年度推計値: 40%



(参考) 全世帯の進学率 ※学校基本調査より

令和4年度: 83.8% (+0.0pt(対前年度))

令和3年度: 83.8% (+2.3pt(対H30年度))

平成30年度: 81.5%

(参考) 令和3年度 給付型奨学金採用時アンケート結果

質問: 給付型奨学金を受けられなかった場合どうしましたか

- ① 進学をあきらめた: 33.4%
- ② 今の学校より学費や生活費がかからない学校に進学した: 26.5%
- ③ 給付型奨学金がなくても今の学校に進学した: 39.5%
- ④ 無回答: 0.7%

新制度支援実績について

高等教育の修学支援新制度支援者数 ※ 当該年度に一度でも給付型奨学金を振り込んだ人数

令和4年度： 33. 7万人（+1.8万人（対前年度））（予算積算上59.5万人）

令和3年度： 31. 9万人（予算積算上50.4万人）

（令和4年度実績内訳）

区 分		第Ⅰ区分(3/3)	第Ⅱ区分(2/3)	第Ⅲ区分(1/3)	計	うち家計急変
大 学		136,379	61,426	44,959	242,764	935
	国立	19,170	9,782	7,471	36,423	180
	公立	8,517	4,337	3,237	16,091	56
	私立	108,692	47,307	34,251	190,250	699
短期大学		8,270	3,615	2,680	14,565	34
	公立	476	241	189	906	2
	私立	7,794	3,374	2,491	13,659	32
高等専門学校		1,602	827	618	3,047	17
	国立	1,474	767	580	2,821	17
	公立	98	45	28	171	0
	私立	30	15	10	55	0
専修学校		44,404	17,622	12,856	74,882	133
	国立	474	255	201	930	4
	公立	1,398	601	502	2,501	2
	私立	42,532	16,766	12,153	71,451	127
通 信		879	232	149	1,260	3
	私大	797	206	129	745	2
	私短	79	25	20	111	1
	私専門	3	1	0	4	0
計		191,534	83,722	61,262	336,518	1,122

高等教育の修学支援新制度について (令和2年4月1日より実施)

※大学等における修学の支援に関する法律(令和元年5月10日成立)

【支援対象となる学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
 【支援内容】①授業料等の減免 ②給付型奨学金の支給
 【支援対象となる学生】住民税非課税世帯 及び それに準ずる世帯の学生
 【財源】少子化に対処するための施策として、消費税率引上げによる財源を活用

令和5年度予算額 5,311億円

授業料等減免 2,710億円※
 給付型奨学金 2,601億円

※公立大学等及び私立専門学校に係る
 地方負担分(454億円)は含まない。

国・地方の所要額 5,764億円

給付型奨学金

- 日本学生支援機構が各学生に支給
- 学生が学業に専念するため、学生生活を送るのに必要な学生生活費を賄えるよう措置

(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

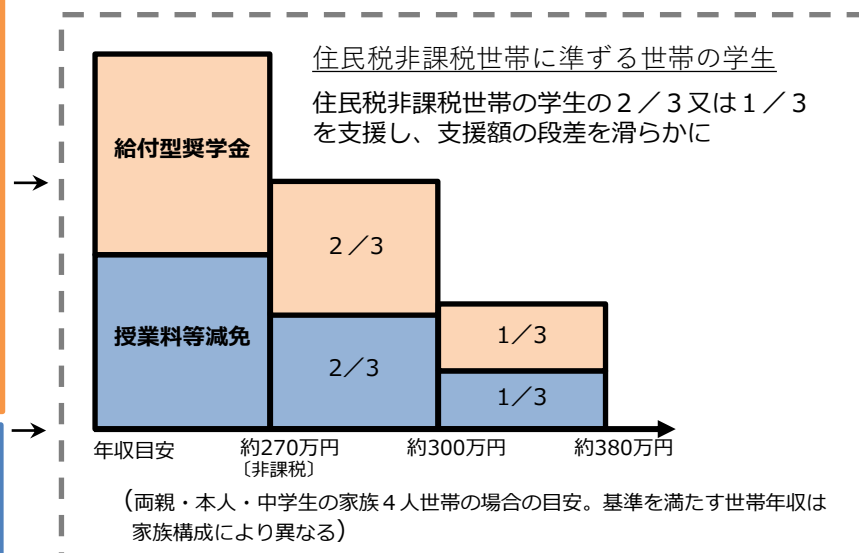
国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

授業料等減免

- 各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。減免に要する費用を公費から支出

(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円



支援対象者の要件

- 進学前は成績だけで否定的な判断をせず、レポート等で本人の学修意欲を確認
- 大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

大学等の要件: 国又は自治体による要件確認を受けた大学等が対象

- 学問探究と実践的教育のバランスが取れた大学等
- 経営に課題のある法人の設置する大学等は対象外

※詳細は、文部科学省ホームページ「高等教育の修学支援新制度」参照 (<https://www.mext.go.jp/kyufu/index.htm>)

高等教育の修学支援の確実な実施

令和5年度予算額 6,314億円※こども家庭庁計上予算含む
(前年度予算額 6,211億円)



文部科学省

事業概要

「大学等における修学の支援に関する法律」(令和元年5月法律第8号)に基づき、少子化に対処するため、低所得世帯であっても社会で自立し活躍できる人材を育成する大学等において修学できるよう**高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金)を確実に実施(こども家庭庁計上)する**。また、本事業と一体的な無利子奨学金事業についても、意欲のある学生等が経済的理由により進学を断念することがないよう、**貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与を確実に実施する**。

高等教育の修学支援新制度(授業料等減免・給付型奨学金) : 5,311億円
※国・地方の所要額 : 5,764億円

【対象の学校種】大学・短期大学・高等専門学校・専門学校
【対象の学生】住民税非課税世帯及びそれに準ずる世帯の学生等
(準ずる世帯の学生等には2/3又は1/3を支援)

【財源】消費税による財源を活用
(少子化に対処するための社会保障関係費としてこども家庭庁に予算計上、文部科学省で執行)

個人要件

○進学前は成績だけで否定的な判断をせずレポート等で本人の学修意欲を確認

○大学等への進学後の学修状況に厳しい要件

機関要件

(国等による要件確認を受けた大学等が対象)

○学問追究と実践的教育のバランスが取れた大学等

○経営課題のある法人の設置する大学等は対象外

授業料等減免【国等が各学校に交付】

○各大学等が、以下の上限額まで授業料等の減免を実施。
(授業料等減免の上限額(年額)(住民税非課税世帯))

	国公立		私立	
	入学金	授業料	入学金	授業料
大学	約28万円	約54万円	約26万円	約70万円
短期大学	約17万円	約39万円	約25万円	約62万円
高等専門学校	約8万円	約23万円	約13万円	約70万円
専門学校	約7万円	約17万円	約16万円	約59万円

給付型奨学金【日本学生支援機構が各学生等に支給】

(既存の給付型奨学金を受けている者は原則、新制度へ移行するが、移行ができない場合には卒業まで経過措置をとる。)

○学業に専念するため、必要な学生生活費を賄えるよう措置。
(給付型奨学金の給付額(年額)(住民税非課税世帯))

国公立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約35万円、自宅外生 約80万円
国公立 高等専門学校	自宅生 約21万円、自宅外生 約41万円
私立 大学・短期大学・専門学校	自宅生 約46万円、自宅外生 約91万円
私立 高等専門学校	自宅生 約32万円、自宅外生 約52万円

無利子奨学金の貸与基準を満たす希望者全員に対する貸与の確実な実施
無利子奨学金 : 1,003億円(一般会計)

区分		無利子奨学金	有利子奨学金
貸与人員		50万3千人	69万3千人
事業規模		2,957億円	5,949億円 ※財政融資資金 5,869億円
貸与月額		学生等が選択 (私立大学自宅通学の場合) 2、3、4、5.4万円	学生等が選択 (大学等の場合) 2～12万円の1万円単位
貸与基準	学力	・高校評定平均値 3.5以上(予約採用時)等 ＜住民税非課税世帯の学生等＞ ・成績基準を実質的に撤廃	①平均以上の成績 ②特定の分野において特に優秀な能力を有する ③学修意欲がある
	家計	私大自宅・給与所得・4人世帯の場合(目安) ※家計基準は家族構成等による	
		約800万円以下	約1,140万円以下
返還期間		卒業後20年以内 ※所得連動返還を選択した場合は、卒業後の所得に応じて変動	卒業後20年以内 (元利均等返還)
返還利率		無利子	
		上限3%(在学中は無利子) (令和4年11月貸与終了者)	
		利率見直し 0.077%	利率固定 0.605%

参考資料 (文部科学省)

新制度の周知にあたっての高校・中学校等の皆様方へのお願い

各高校等の皆様方のご理解・ご協力により、予約採用においては、多くの高校3年生等からの申込みをいただくことができ、心よりお礼申し上げます。

今後とも、高等教育の修学支援新制度の支援対象者としての要件を満たす生徒が、ひとりでも多く本制度を利用いただけるよう、次のポイントを踏まえつつ、より一層の周知をいただくようお願いいたします。

ポイント① 進学前の予約採用に申し込めなかった方でも、進学後の在学採用に申し込むことができます。

※予約採用（在学前の採用）の申込受付は、4月から7月末までです。

※進学後の在学採用は4月から実施予定です。詳細なスケジュールは進学先の学校にお問い合わせください。

ポイント② 高校1・2年生や中学生などにも周知を！

大学等への進学を考えている高校1・2年生や中学生など^(注)にも、本制度を知っていただきたいと思います。日頃の進路指導に際して、本制度を生徒にご周知ください。

(注) 高等専門学校（1～3年次）の学生、中等教育学校の前期課程・後期課程、特別支援学校の高等部・中等部、専修学校の高等課程の生徒を含みます。

ポイント③ 授業料等減免と給付型奨学金（生活費）を併せた手厚い支援が本制度の特徴です。

学校種ごとの上限額まで授業料や入学金の減額又は免除を受けることができます。学業に専念するのに十分な給付型奨学金も支給されます。大学等でしっかり学びたい方には、是非、本制度を活用していただきたいと考えています。

ポイント④ 本制度に少しでも興味を持った方には、ぜひ、こちらを！

より多くの学生・生徒やその保護者の方々に、本制度のことを知っていただけるよう、文部科学省と日本学生支援機構において次のコンテンツを用意しています。是非ともご覧いただければと思います。



「高等教育の修学支援」公式キャラクター
【まねこ先生（左）とまなびーニャ（右）】

文部科学省 特設ホームページ
「**学びたい気持ちを応援します**」
（制度全体の概要をご案内しています。）



日本学生支援機構 進学資金シミュレーター
「**給付奨学金シミュレーション**」
（自身が対象となるかななどを大まかに調べられます。）



お金の心配なく**大学や専門学校**で学びたい生徒のみなさんへ

高等教育の修学支援新制度



2020年4月から新制度がスタートしています!

対象

住民税非課税世帯・準ずる世帯の学生

支援内容

大学・短大・高専(4～5年)・専門学校の

授業料・入学金の
免除/減額

+

給付型奨学金の
支給

返済不要!

申請期間

高校3年の4月以降(学校ごとに異なります)

※進学後に大学等で申し込むこともできます。

- 授業料等減免と給付型奨学金(生活費)を併せた手厚い支援が受けられます。【高等教育の修学支援】公式キャラクター「まねご先生(左)とまなびーニャ(右)」
- 高校等ごとの推薦枠(人数上限)はありません。
- 高校等の成績だけで否定的な判断をせず、レポートや面談により本人の学修意欲や進学目的等を確認します。
- 進学先の大学等では、しっかり学習することが求められます。(成績次第で警告や支援の打ち切りもあります。)

(注) 高校等には、高等専門学校(3年次)、中等教育学校の後期課程、特別支援学校の高等部、専修学校の高等課程を含みます。



くわしい情報はこちら

文部科学省
特設HP



「学びたい気持ちを応援します」
(制度全体の概要を確認できます。)

高等教育の修学支援
LINE公式アカウント



日本学生支援機構
進学資金シミュレーター



「給付奨学金シミュレーション」
(自身が対象となるかなどを
大まかに調べられます。)

支援内容や手続きなどの相談窓口

- 日本学生支援機構 奨学金相談センター
電話:0570-666-301(月～金, 9:00～20:00)
※土日祝日, 年末年始を除く。通話料がかかります。
※給付型奨学金のほか, 貸与型奨学金や返還のご相談も可能です。
- 各大学・専門学校等の学生課や奨学金窓口
進学を目指す大学や専門学校の授業料等減免制度については,
各学校の学生課や奨学金窓口にご相談してみましょう。

進学資金シミュレーターの概要

<日本学生支援機構>

大学・専門学校等への進学を考えている生徒や保護者が、進学の資金計画を立てる際に、HP上で自身の家計の情報等を入力することで、

①受けられる奨学金の種類、②受けられる奨学金の金額、③進学後の学生生活を送るための収支を試算できるシミュレーションツール。

(URL : <https://www.jasso.go.jp/shogakukin/oyakudachi/shogakukin-simulator.html>)



QRコード

資金シミュレーターのイメージ（「給付奨学金シミュレーション（保護者の方向け）」）

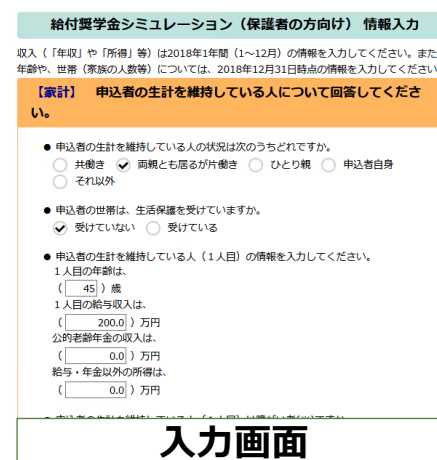


トップ画面



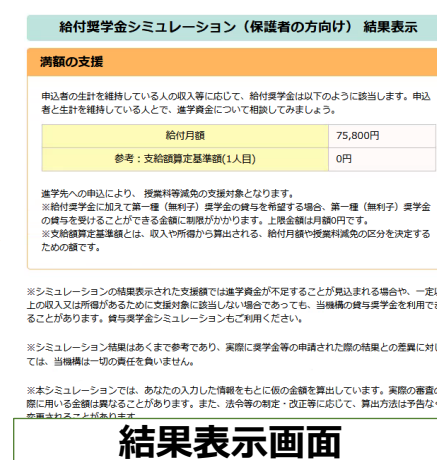
選択画面

利用したいシミュレーションを選択



入力画面

収入額等に関する情報を入力



結果表示画面

支援される金額等が表示

進学資金シミュレーター

奨学金選択 シミュレーション

給付奨学金シミュレーション (生徒・学生の方向け)

生計維持者、世帯構成、進学希望先等に関する簡易な情報の入力で、世帯の年収がどのくらいであれば、どのくらいの額の支給が受けられるかを表示。どのような世帯が給付奨学金の対象になるのか、簡単に知ることができる。

給付奨学金シミュレーション (保護者の方向け)

生計維持者、収入額、世帯構成、進学希望先等に関する詳細な情報の入力で、支給の可否やその条件に応じた支給月額を表示。自身の世帯が給付奨学金の対象になりそうかどうか、詳細な情報をもとに確認できる。

貸与奨学金シミュレーション

世帯構成、収入額、進学希望先等に関する情報の入力で、貸与を受けることができる奨学金の種類（無利子奨学金か、有利子奨学金か）と貸与月額を表示。

学生生活費 シミュレーション

家庭からの仕送りや奨学金などの収入額と、授業料や住居光熱費などの支出額を入力することで、進学後の資金計画を立て、また利用する奨学金の金額を判断するための情報が表示される。

【参考】奨学金貸与・返還シミュレーション 貸与型奨学金（無利子・有利子奨学金）について、どのくらいの金額の貸与を受けたら、どのくらいの月額・期間で返還することになるかを試算可能

Ⅲ 被保護者家計改善支援事業の実施例

生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査研究委員会報告 (グリーンコープ生活協同組合連合会)

【研究の概要】

平成30年度社会福祉推進事業「家計改善支援事業実施のための教材作成及び困難事例の支援方法の開発に関する調査・研究事業」における調査研究の一部であり、生活保護受給世帯に対する家計改善支援事業の支援方法に関する調査研究を行うもの

【研究の目的】

生活保護世帯に対して、家計改善支援員が支援を実施することで、どのような効果を生み出すかを、平成30年4月に被保護者家計相談支援事業を始めている2つの自治体の協力を得て、検証することを目的とする。あわせて、生活保護世帯に対する家計改善支援事業を実施する上での課題や今後のあり方についても、検討していく

【研究の方法】

家計改善支援員(グリーンコープ所属)による家計改善支援事業のモデル実施
(2自治体において、4世帯ずつ、計8世帯に対する支援を実施)

事例 1

- 相談者: 単身世帯(50代男性)
- 支援概要: 就労が難しく今後保護費の範囲で生活しなければならない。家計方針の提案(毎月3000円を目標に貯めること)
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・自分のことを言いたがらない本人から、よくここまでこまかに聴き取りされたと思う。
 - ・本世帯は、初回面談で終了。本人がそれ以上希望しなかった。

事例 2

- 相談者: 5人世帯(40代夫婦・子3人 小中高に進学予定)
- 支援概要: 3人の子の進学費用。給与等は夫が消費。
 - 妻管理の口座増設。家計の状況の理解を促し、お金の使い方提案(紙芝居の作成)、学習支援の勧め。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・この事業を活用していなかったら、ケースワーカーから「大丈夫なんですか」としか言っていなかった。最後の段階で確認し、入学は決まったがお金が足りないという状況になっていたかもしれない。
 - ・家計に入り込んでもう一歩というところは、ケースワーカーには難しい。支援員と連携して踏み込む支援ができた。
 - ・支援員から「今が勉強する時だよ」と伝えてもらい、実際に学習支援に参加するようになった。

事例 3

- 相談者: 母子世帯(子ども2人 高校生・保育園)
- 支援概要: 長女の大学進学費用。世帯分離後の生活の見通し。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・アルバイトと学業両立させてとても頑張っていた。
 - ・費用が100万円超えたことに驚いた。大学進学を目指す子どもは計画的に貯めていかないと大変である。
 - ・長期の計画で応援しないと「自分は本当に大学に行っているのか」と不安をもち、家族も応援できないのではないか。
 - ・家計改善支援事業が、未来を支援できる制度であることを実感した。

事例 4

○相談者：単身世帯（70代男性）

○支援概要：家計のやりくりのコツを教えてもらいたいと本人が希望

○担当ケースワーカー・自治体職員の所見

- ・（ケースワーカーから見ると）特に問題がある訳ではなく、これまでお金が足りないと相談したこともない。実際に相談が入てみると、野良猫の世話を優先して、月末は自分自身の食事ができないような状況であった。
- ・1円単位で見て買い物をするようになった結果、月末に7000円残った。
- ・気づいてくれる人がいない世帯。ケースワーカーに連絡が入る頃には重篤な状態になっている恐れのあるケースでは。
- ・家計改善支援員が入ることで、最低限度の生活が保障される中でも、生活の質を上げたり、社会的孤立の防止、本人の変化に気づく機会をつくることができる。

事例 5

○相談者：単身世帯（30代男性 保護停止）

○支援概要：増収により保護停止。自動車の購入希望あり。

○担当ケースワーカー・自治体職員の所見

- ・収入増による保護廃止の見込みがあり、本人から不安が語られていた。
- ・貯蓄ができていることが確認できた。「安い中古車でよいので車が欲しい」と話す際にも、自信が見られるようになってきた。
- ・不安要素はお金のやりくりであったので、廃止しても大丈夫と判断できるぐらいに落ち着いてきた。

事例 6

○相談者：母子世帯（40代 子1人 3歳 障害あり）

○支援概要：就労しており増収による保護脱却を目指している。車の保有が認められたが経費の捻出に不安。自動車の保有、保護廃止後のシミュレーションを実施

○担当ケースワーカー・自治体職員の所見

- ・「いくらくらいお金があれば、安心して生活ができるか」を具体的に示せた。
- ・保護基準との関係ではなく、これだけの収入があれば、これだけ貯蓄ができる、何時間働けばこれくらいの収入になるなど、就労支援につなげやすいのではないかと。
- ・子育ての不安もあり、無理のない就労を続けることになったが、本人にとって有用な情報や支援ができればよい。

事例 7

- 相談者:2人世帯(30代姉妹 精神障害者手帳所持)
- 支援概要:転居したばかり。2人で就労して保護脱却したい。脱却のための就労収入の目安を算出。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・支援員に「必要なものは買えばいい」と言ってもらい、最近中古のテレビを購入した。
 - ・これだけ収入があれば保護脱却して生活できると金額を提示されたため、本人も目標がわかった。
 - ・もともと就労意欲はあり、ハローワークに同行することになっている。

事例 8

- 相談者:2人世帯(60代母、30代子 知的障害あり)
- 支援概要:母の年金受給により保護停止。子のA型就労支援事業所の給与と年金で生活できるか心配。
- 担当ケースワーカー・自治体職員の所見
 - ・使い道を書いておく封筒を使うことを紹介したり、年金の使い方を示してもらった。
 - ・保護を脱却したらどういう生活になるのか示し、そこから伴走していくというところで安心感が与えられるのではないか。
 - ・子も「支援員からも保護廃止になるのでお母さんを助けてあげなければならないと言われた」と自分でも話していた。
 - 「何かあってもいいように蓄えて、何かあったら家計の足しにしよう」と言っていた。

【出典】平成30年度 社会福祉推進事業

「生活保護受給者の家計改善支援事業の利用に関する調査研究委員会報告」(グリーンコープ生活協同組合連合会)

モデル事業実施の事例からみえる「家計改善支援」の有用性及びその効果

- 「家計」とは、極めてプライベートな部分であり、生活保護制度の中でも、福祉事務所から指導や指示を行う対象とはなりにくいものであるため、これまでは、家計のやりくりを把握したり、支援をすることは少なかった。
- ただし、モデル事業の実施例を見てもわかるように、家計という専門性をもって、一歩踏み込んだ支援を行うことは、本人の生活の維持向上含めた自立した生活の構築に向けて非常に有用なツールとなりえる。

1) 本人にとっての効果

- ・本人自身の気持ちや行動が前向きになる
- ・将来を考えたり目標を持つという未来への志向性が生まれる
- ・日常生活の質の向上がはかられたこと
- ・自ら相談できる人ができるなど、受援力(人に頼ったり、支援を受けることができる力)が醸成される

2) ケースワーカー(福祉事務所)にとっての効果

- ・家計の見える化がはかられ、家計に踏み込んだ支援が可能になる
- ・ケースワーカーにはできない専門的なかわりにより、ケースワーカーには把握できない様々な事が把握できるようになる
- ・生活保護を実施するにあたってのアセスメントや、支援方針の策定がよりの確にできるようになる
- ・本人の生活の質を高めることができる

- ・家計とは、ある意味ではその者の生活状況を数値化して表すもの。「家計の見える化」は、本人自身が生活上の課題を具体的に認識することができることにもなる。また、家計改善の効果は、手元に残る金額等として結果も明確に現れる。
- ・具体的なアドバイスや目標が示され、その目標を達成し効果を実感することにより、不安の解消、自信の回復につながる。
- ・また、現在の生活の安定が得られ、本人の希望等を踏まえた具体的なステップが示されることにより、将来を考えたり、目標を持てるといった効果も期待される。

(参考資料)

生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査について

生活保護世帯出身の大学生等の生活実態調査について

調査目的

生活保護世帯出身の大学生等の進学に関する状況や現在の生活状況を調査、研究することにより、生活保護世帯の子供の大学等への進学を含めた自立支援を検討する上で、必要な基礎資料を得る

調査設計

調査対象	生活保護世帯出身で、調査基準日(平成29年4月1日)時点で、大学・短期大学・専修学校・各種学校に在籍している者のうち、生活保護世帯と同居している者
標本数	抽出数 4,504件 、調査対象者数 4,445件
回収数	2,025件(回収率 45.6%)
抽出方法	各自治体の福祉事務所のリスト8,806件(平成29年4月1日時点)から、学校区分や国公立・私立区分ごとに層化抽出

回答者属性

○在籍中の学校種類

大学	1,129	55.8
短期大学	162	8.0
専修学校	610	30.1
各種学校	124	6.1
計	2,025人	100.0%

○世帯類型

高齢者世帯	40	2.0
母子世帯	1,122	55.4
障害者世帯	118	5.8
傷病者世帯	212	10.5
その他世帯	423	20.9
無回答	110	5.4
計	2,025人	100.0%

○同居家族人数

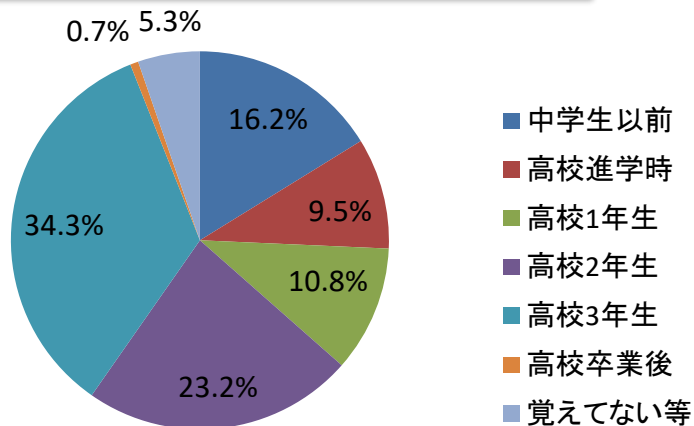
1人	723	35.7
2人	744	36.7
3人	356	17.6
4人	118	5.8
5人以上	57	2.8
不明	27	1.3
計	2,025人	100.0%

【単位:人、%】

進学時の状況

- 高校2年生までに約60%の生徒が大学等への進学を考え始めている。
- 主な進路相談者については、親が約65%と最も多く、次いで、学校の先生が約42%となっている。

大学等への進学を具体的に考え始めた時期

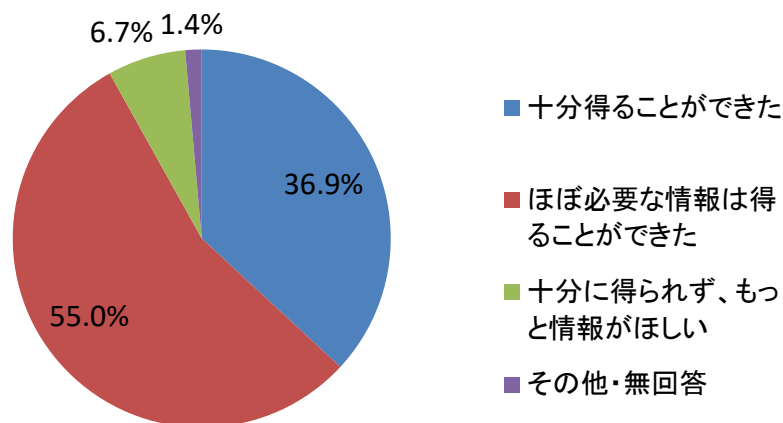


主な進路相談者(複数回答)・進学に関する家族の意向別

【単位:%】

区分	親	兄弟 姉妹	学校 先生	学校 先輩	友人 知人	自治体 職員	その他	無回答
希望尊重・ 支援あり	71.3	3.0	40.4	1.6	8.7	1.8	1.9	0.1
希望尊重・ 支援なし	42.2	1.9	49.8	3.0	11.4	3.4	4.9	0.4
進学に関心なし	19.6	0.0	63.0	0.0	13.0	2.2	8.7	4.3
その他	55.6	2.8	52.8	2.8	8.3	2.8	5.6	0.0
無回答	25.0	0.0	21.9	0.0	6.3	0.0	0.0	56.3
合計	65.3	2.7	42.1	1.7	9.1	2.0	2.5	1.1

進学に関する情報収集取得度



進学に関する情報収集方法(複数回答可)

【単位:%】

項目	割合
情報誌やインターネットを利用するなど、自分ひとりで調べた	65.9
親(祖父母等の家族、親戚)から話を聞いた	29.0
兄弟姉妹から話を聞いた	3.2
学校の先生や職員から話を聞いた	63.6
学校の友人、先輩後輩から話を聞いた	15.5
その他の友人、知人から話を聞いた	4.3
自治体の職員(ケースワーカー等)から話を聞いた	3.9
その他	6.2
無回答	1.1

進学時の状況(続き)

- 塾や予備校、通信教育を利用して受験勉強をしたのは約11%
- 約48%の人が、高校等に通っている頃のアルバイト収入を、進学のために使用

受験勉強の進め方 (複数回答可)

【単位：%】

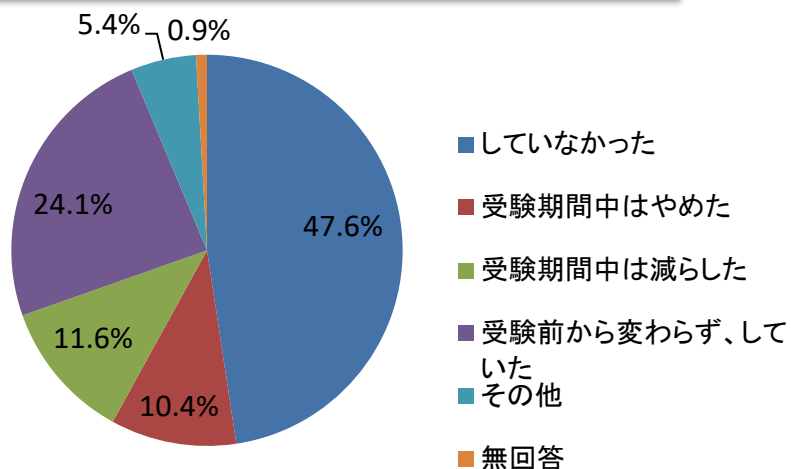
項目	割合
学校の教材を使用してひとりで受験勉強	60.2
無料の学習支援を利用して受験勉強	11.2
学校の教材以外に、参考書などを購入して受験勉強	27.0
塾や予備校、通信教育を利用して受験勉強	10.9
模擬試験を受けた	19.7
その他	16.8
無回答	2.9

現在の進学先を選んだ理由 (複数回答可)

【単位：%】

項目	割合
自分の学力を考えて	28.6
学びたい学部・学科・専攻があるから	62.1
就職実績(就職率・就職先)が優れているから	26.0
通学しやすいから	19.3
学校の理念や校風にひかれて	6.6
資格や免許が取れるから	42.8
経済的な負担が少ないから(学費が安いから)	21.1
部活動やサークル活動が活発だから	2.2
家族・先生・知人に勧められて	10.7
推薦入学があったから	18.3
その他	3.4
無回答	1.1

受験勉強をしている頃のアルバイトの有無



高校等に通っている頃のアルバイト収入の使い道は (複数回答可)

【単位：%】

項目	割合
私立高校の授業料のための費用	6.3
クラブ活動、修学旅行のための費用	16.9
進学のための費用	48.3
家計に入れるための費用	24.1
遊興費、自らのお小遣い	57.3
その他	10.4
特に使い道は決めていなかった	5.5